

平成25年（2013年）3月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成25年3月5日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年3月22日（金）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

（遅刻した議員）

9番 奥村武生

（早退した議員）

11番 東 清剛

不応招議員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	山岡 哲也
会計管理者	平谷 卓也	総務課長	堀 秀俊
財政課長	工門 利弘	危機管理課長	五味 啓
企画課長	脇 博彦	税務課長	服部 峰穂
住民課長	世古 雅則	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村 康二
水道課長補佐	上ノ坊健二	海山総合支所長	中場 幹
教育委員長	大和 秀昭	教 育 長	安部 正美
学校教育課長	玉津 武幸	生涯学習課長	松島 保秀
監 査 委 員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野 隆志	書 記	玉本 真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 中津畑正量	15番 川端龍雄
-----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**北村博司議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

9番 奥村武生君が頸椎捻挫による体調不良のため遅刻、また10番 東篤布君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

---

**北村博司議長**

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、定例会中に、尾上町長より追加議案の提出がありましたので、本日、各議案の審議終了後、追加議事日程として取り扱いさせていただきたいと思っております。

また、議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第1**

**北村博司議長**

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 中津畑正量君

15番 川端 龍雄君

のご兩名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 北村博司議長

次に、日程第2 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することにいたします。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日の定例会冒頭にあたりまして、この場をお借りいたしまして、1件のご報告をさせていただきます。

報告は、スポーツ振興系の設置についてであります。

私は、住民が気軽にスポーツを楽しめる場を提供すること、生涯にわたって体力や目的に応じて楽しめるスポーツを振興していくことが、総合計画の「人・地域の元気」に結びつき、さらには施設等の充実によるスポーツ合宿や交流の拡大を図ることは、「にぎわい」のまちづくりの推進にもつながるものと考えてまいりました。

この考えのもと、スポーツを振興する系の設置の検討を教育委員会に依頼をしておりますところ、去る3月19日開催の教育委員会におきまして、従来からの生涯学習課生涯学習係を社会教育係とスポーツ振興系の2つの係体制とすることを決定いただきました。

このスポーツ振興系の設置を、スポーツ交流を始め、町民の健康づくり等を進めていくさらなる第一歩として、教育委員会と連携し関連施策を展開してまいりたいと考えておりますので、今後も議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上をご報告いたしまして、本日の定例会にあたっての報告とさせていただきます。以上です。

### 北村博司議長

以上で、行政報告を終わります。

---

## 日程第3

## 北村博司議長

次に、日程第3 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件につきまして、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 家崎仁行君。

## 家崎仁行総務財政常任委員長

おはようございます。

平成25年3月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました10件の案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず今期定例会で付託されました案件につき、3月7日、午前9時30分から第2委員会室におきまして、委員6名の出席のもと開催いたしました。説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、危機管理課、建設課、生涯学習課の各課長及び職員であります。

最初に、議案第2号 紀北町小松原住宅条例の審査に入り、質疑なし、反対討論・賛成討論なし、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして、決定いたしました。

続いて、議案第3号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例の審査に入り、質疑があり、委員より第3条に、地方部が第3種、都市部が第4種とありますが、このあたりはどちらに当たりますかの質疑に、課長より都市部というのは、市街地を形成している地域または市街地が見込まれている地域であり、地方部はそれ以外の地域ということになります。紀北町内において、地方部と都市部の境目は、わかりづらいことが確かですが、住宅の密集地が都市部であると考えていただければ結構ですとの答弁がありました。

討論に入り、反対・賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第4号 紀北町準用河川にかかる河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の審査を行い、質疑なし、反対討論・賛成討論なし、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第5号 紀北町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の審査に入りました。質疑なし、反対・賛成討論なし、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決する

べきものとして、決定いたしました。

次に、議案第6号 紀北町東長島スポーツ公園条例の審査を行いました。質疑として委員からスポーツ公園の位置ですが、東長島769番地1で、本庁と同じ番地なのですかとの質疑に、課長より、この番地については、役場全体を合筆していて、東長島769番地1として、全部統一していますとの答弁があり、また、委員から使用料は210円、1,050円と消費税の関係だと思いますが、100円は消費税がつかないのですか、そういう規定があるのなら教えてくださいとの質疑に、基本の金額は100円単位で、それに消費税分の5%を加え105円となりますが、10円未満の端数は切捨てとなりますので、100円となりますとの答弁でした。

また、委員より、第14条の施設等速やかに現状に回復しなければならないとありますが、いろんな競技で施設を使用した場合の後のチェック体制はどのように考えていますか。現状復帰することが、今回の新条例で謳われているので、それに対してのチェック機能が増えて難しくなると思われませんが、そのあたりのチェック体制を今後どのようにしていくのか、お答えくださいとの質疑に、課長より、町内には4つのグラウンドができています。今後は、各競技団体と相談させていただき、使用場所の住み分けのこともお話ししたいと考えています。施設が増えますので、生涯学習課としては、職員の増員をお願いしているところでもあります。また、緊急雇用事業で、来年度は1人職員が増える予定ですので、そこでチェックさせていただきたいと考えております。

東長島スポーツ公園のグラウンドは、シルバー人材センターの方が定期的に清掃業務を行う予定です。もし不都合があれば、生涯学習課に連絡をいただき、対応させていただきたいと思っておりますとの答弁がありました。

また、委員から使用場所の住み分けをするところですが、現実はどう住み分けるのですか。それは、体育協会等々と協議されていますか。東長島スポーツ公園は、利便性があるので、使用がここに集中すると思われそうですがどうですか。各競技団体や利用者の声を聞いて、やらなければいけないと思いますがどうですかとの質疑に、グラウンドに設置してある倉庫については存じていません。後ほど確認します。紀北町で唯一の野球場が赤羽公園にありますので、シニアのチームについては、そこの練習、野球場を使用させていただきたいと考えています。今後、このスポーツ公園の使用にあたっては、使用者会議等を開催したいと考えています。各競技団体と相談して進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、テニスコートですが、本会議でも質疑しましたが、高校生以下の者のみで利用する場合100円、その他の場合210円と明記されていますが、一般の方というのは明記がありません。本会議での松島課長の答弁では、その他の場合に入るということでしたが、その解釈でよろしいのですかとこの質疑に、これについては、高校生以下の者のみで利用する場合100円、その他の場合210円と表記していますが、その他の場合は町内一般の方や、町外の方が利用される場合ということで表記していますとの答弁でした。

また、委員より東長島スポーツ公園の体育館は、町体育館条例とは別ということによろしいのですか。あくまでも公園施設に付随する体育館ということで、条例規則を定めると理解していますが、ほかの町体育館では部活は無料となっていますが、ここの体育館は部活は無料によろしいのですか。次のページの備考に、町内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校の行事または部活動での利用する場合は無料とされているが、行事と部活以外はこれを適用するということによろしいのですかとこの質疑に、課長より、そのとおりです。部活動や学校行事で体育館等のスポーツ施設を利用する場合は、すべて無料と備考欄で表記しましたとの答弁でした。

以上で、討論に入り、反対・賛成討論なし、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行い、質疑なし、反対・賛成討論なし、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第9号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の審査に入り、質疑なし、反対・賛成討論なし、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第19号 三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議についての審査を行い、質疑なし、反対・賛成討論なし、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）、議会事務局所管分については、質疑はありませんでした。

次に、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）、総務課所管分についても質疑はありませんでした。

次に、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）、財政課所管分につ

いて審査を行いました。質疑に入り、委員より、平成25年度の町債残高約122億のうち、過疎債と合併特例債が約52億、残りが70億となりますが、交付税に算入されるものを除いた実質の町債の残高はどれぐらいになりますかの質疑に、課長より、平成23年度決算に基づく健全化判断比率で用いた基準財政需要額への算入率から計算しますと、122億8,600万円の22.5%、約27億6,400万円が見込まれるとの答弁でした。

また、委員から財政調整基金と減債基金の基金残高の合計は、30億円になり、実質町債残高が約28億となれば、この2つの基金で上回っていることとなります。歴代の財政課長の奮闘の結果であると思いますが、昨年の予算の町民報告会を見る限り、町民の方の理解を得られるような資料になっているとは言い難く、もう少しわかりやすい説明資料を作成する必要があると思います。お金をかけて町民用の予算説明資料を作成しているところもあるので、わかりやすい説明資料を作成するための工夫を検討してはどうかとの質疑に、課長より平成25年度町民報告会に向けて、内容及び資料については、理事者と協議していく必要があると考えています。また、説明資料については、町民の方々にわかりやすい資料にするため、ほかの市町の資料も参考に、一層の工夫をしていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）、出納室所管分については、質疑はありませんでした。

次に、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）、企画課所管分についても、質疑はありませんでした。

次に、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）、税務課所管分については、これも質疑はありませんでした。

次に、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）、危機管理課所管分についても質疑はありませんでした。

議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成。よって、本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

続いて、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算、当常任委員会関係の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分について審査いたしました。質疑に入り、委員から広告7回というのは、例年出しているのですか。具体的にいうと、どういう内容ですかとの質疑に、

局長よりこれは協賛する公告で、春の交通安全運動や、みどりの月間などの広告料ですとの答弁でした。

次に、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算、総務課所管分について審査に入りました。

質疑として、委員より、副町長等官舎使用料ですが、副町長が辞められると聞いており、今まで海山区の官舎でしたが、今後はどうなりますか。変更した場合、金額の変更はありますかとの質疑に、課長より本庁舎が移転した後、現在は紀伊長島区内の官舎に転居しています。新しい副町長も引き続き同じ官舎に住んでいただく予定です。

当初予算は、海山区内の官舎の家賃等で算出し、計上していましたが、違いが出てきますので、補正予算により対応するように考えていますとの答弁でした。

また、委員より、金額が異なるなら現在の官舎により算出し、当初予算で計上するべきものではないですかとの質疑に、課長より、官舎を決めるのに時間を要し、1月25日に決定しました。家賃等が決定したのが1月下旬であるため、当初予算編成が終了していましたので、修正する時間はありませんでしたとの答弁でした。

次に、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算、財政課所管分について審査に入り、質疑として、委員より今後広く町民センターを町民の方々に開放すると聞いていますが、使用料20万円はどれぐらいの利用を見込んだものか、積算根拠を教えてくださいとの質疑に、課長より町民センターの利用料は、週に1回の大会議室、小会議室、レクリエーション室の貸館に対するもので、利用に大きな変化はないと考えています。平均の利用見込みを1日あたり大会議室2万円、小会議室3,000円とし、前年度までの利用実績に基づき算出していますとの答弁がありました。

また、町民センター使用料の金額の設定は、以前からの利用と同じ設定で、そのままいくのか。町民の方々への開放で、今後、料金設定をどのようにしていくのか。現在どのように規定しているのかとの質疑に、課長より料金設定は紀北町民センター条例で規定されています。現在の使用料の設定を変更する予定はありませんとの答弁でした。

また、委員より以前、特別委員会で町民センターの本庁舎移転後の利用をどうするか検討の中で、地域の活性化に取り組む若者グループなどが自由に使える施設として利用、飲食店等が利用するなど議論がありましたが、小会議室からレクリエーション室を地域の活性化に取り組む若者グループの拠点にする考えはありませんか。また、観光協会が1階に入る予定と聞いているが、観光協会に清掃などの管理業務をさせることになっているの

か。そのようになっている場合、観光協会の本来の業務に支障が出るのではないか。観光協会とはどのように話し合いになっているのか。次に、現在、3階にある図書室について、図書室等運営委員会での説明では、2階と3階を図書室の利用に拡張し、主に2階をお年寄り、3階を若い世代の利用に使い分けるようですが、本の分類は年代別になっているわけではないので、書架の配置を分けることは難しいのではないか。配置される司書は1人ですか、管理できるのですかとの質疑があり、課長より町民センターについては、販売や営利目的の規制はなく、誰でも使える施設です。若者グループなどの専門的な使用には、多くの解決すべき課題や関係課を交えた協議などが必要であり、財政課としては多くの方に幅広く使っていただくためにも、従来どおり貸館として利用を行っていきたいと考えています。

また、観光協会には1階の入口の右側部分で、できるだけ早く入っていただくため、現在、平成24年度の予算の中で、対応を進めています。観光協会には、町民センターの管理をしていただくことにはなっていない。図書館の利用部分の改修については、財政課で予算計上していますが、図書室内の2階、3階の配置や使い方、運営などについては、生涯学習課の所管であり、そちらで検討がなされていると聞いていますとの答弁がありました。

また、委員より、三浦の宮川第二発電所は、中部電力への売却が進んでいると聞いています。事業者が変わった場合も含め、この交付金に関して今後の見通しを教えてくださいとの質疑に、課長より三浦の発電所は、流域変更している発電所でもあり、これまで地域との状況を踏まえ、交付金制度が設定されたもので、毎年度、三重県企業庁と協定を締結し、所要の事業に対する交付金を受けることになっています。この交付金は、平成23年度から交付を受けていますが、平成25年度で3年目となり、平成27年度で終了するものと考えています。また三重県企業庁は、これまでの地域との状況を踏まえ、支援する交付金であり、中部電力に売却されても交付に影響はないと伺っていますとの答弁でした。

また、委員から現在の町民センターは、休日、夜間を警備員が管理しているが、町民が自由に利用するためにも、以前のように管理人を置いて、管理してもらう考えはありませんか。また、観光協会の入居料等はどうかと考えているのですかとの質疑に、課長より利用の申込みなどの面を含め、より便利で使いやすい施設とするためにも、管理人の設置については検討していきたいと思えます。

また、観光協会の入居料は、旧紀伊長島総合支所の会議室に入居していた時から無料の

扱いになっていましたので、今後、町民センターに入っても、無料の扱いにしたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より町有財産管理事業の工事請負費のうち、町民センター改修工事では、どのような改修が予定されていますかとの質疑に、課長より2階、3階の図書室の整備とともに、1階から3階までの和式しかないトイレの洋式化と、老朽化している浄化槽の改修が主なものとなります。洋式トイレについては、この庁舎と同様、ウォシュレット付きのものとしていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算、出納室所管分について、これは質疑はありませんでした。

次に、同じ議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算、企画課所管分について審査を行いました。

質疑に入り委員より、まちづくり推進総合事業の内容と、地域間交流促進事業について、会員用通信送料ということなんですけども、現在の会員数と傾向を教えてくださいとの質疑に、課長より、まちづくり推進総合事業では、平成22、23、24年度で町おこしリーダー研修会を実施させていただきました。資金の支援としては、1団体につき10万円を限度とした支援を予定しています。

次に、熊野古道集客交流事業として、事業補助金28万円で各熊野古道のイベントを通して、世界遺産熊野古道のPRや、集客交流を図るものです。地域間交流促進事業については、紀北町出身の方や縁のある方などで、ふれ愛ネット紀北会の会員になっていただいています。会員の方々に、広報さほくやお知らせなどの情報を郵送させていただいています。会員の中には海外在住の方もいらっしゃいます。会員は、平成24年度で121人で、更新期間は2年となっていますとの答弁がありました。

また、委員より地方バス運行対策事業の試験運行バス委託料について、利用状況を教えてくださいとの質疑に、課長より、いこかバス、便ノ山線、海野線の利用状況について、平成23年7月に運行を開始し、便ノ山線については、平成24年7月にフリー乗降者や、予約区間などの改正を実施しました。改正により利用状況は改善されていました。海野線については、スーパーマーケットの改築に伴い利用者が一時減少しましたが、現在は回復の状況にあります。利用人数については、両線とも1日平均10人程度ですとの答弁がありました。

また、委員より企画総合事業の土地取引規制等について教えてください。企画総合事業

の企業誘致対策や地域振興対策費などについても、教えてくださいとの質疑に、課長より土地取引規制等事務に要する経費です。企業誘致については、なかなか難しい部分があります。企業誘致等の審査会の委員の報酬などを見込んでいます。また、地域振興などに伴う旅費や一般負担金などを見込んでいますとの答弁がありました。

委員より地域振興費について、紀勢自動車道地域振興施設整備事業基本計画を改めて読ませていただきました。計画書の中で、これまでの経過に、奥山前町長のときに東豊氏を座長にした検討委員会の報告もありますが、その後の商工会とのキャッチボールはどのように進んでいるのか教えてくださいとの質疑に、課長より商工会との関わりについて、平成21年度ごろから三浦休憩所について、商工会の方々いろいろ検討していただいています。当時は施設面積などの具体的な提示ができる段階ではなく、進展がなかったように聞いています。平成24年度になって面積が1,400㎡程度など、国交省からの情報もあり、再度、商工会に検討していただくようお話をさせていただきました。事業収支、算定等についても、コンサルと町が試算した案を、商工会にも検証していただきましたとの答弁でした。

また、委員よりコンサル業者の正体がわからない、このコンサル業者が作成した計画書も正確ではない。計画書、P11の主な観光資源の体験に、備長炭づくりとあるが、備長炭は和歌山県の地域ブランドとして、特許庁に認定されている。計画書については、コンサルだけで作成したのか。道の駅大台のみかんは、古里のみかんということを知っていますかとの質疑に、課長より商工会との関わりについて、平成21年度ごろから三浦休憩所について、商工会の方々いろいろ検討していただいています。当時は施設面積など具体的な提示ができる段階ではなく、進展がなかったように聞いています。

平成24年度になって面積が1,400㎡程度など、国交省からの情報もあり、再度、商工会に検討していただけるようお話をさせていただきました。事業収支、算定等についても、コンサルと町が試算した案を、商工会にも検証していただきました。コンサル業者との町企画課でヒアリングしながら作成しました。道の駅大台のみかんについては、知っておりますとの答弁でした。

また、委員より中間報告していただけると、議員の情報なり、知識なりをアドバイスできたのだから、完成品で出されると、どうしようもない。設計については、どの方式で実施するんですかとの質疑に、今の予定では設計委託はプロポーザル方式で実施したいと考えていますとの答弁でした。

また、委員よりプロポーザル方式にもいろいろな方式がある、町としての施策に対する方針を出してからでないと思集できないと思いますが、いかがですかとの質疑に、課長よりどのような形のプロポーザルで実施するか、まだきちつとは決まっていますが、プロポーザル方式で募集する場合は、仕様書的なものを作成が必要で、そこで固めていきたいと考えていますとの答弁でした。

また、委員より執行部だけで審査しないように、審査するのは難しいし、審査する審査によって、できあがりが変わってくる。十分に慎重に協議していただきたいとの質疑に、課長より今の意見を十分に尊重させていただきたいと考えておりますとの答弁でした。

また、委員より本会議で議長からプロポーザル方式という発言がありましたが、プロポーザル方式ですと、コンペ方式とは違い、ある程度の素案からの企画を公募して、審査して採用するというやり方だと思います。まえの全協のときに、資料説明でどこへ何を配置するといったものをいただいています、これを基にしたプロポーザル方式と理解してよろしいか、今、提示されているものが0になるのではないかという確認も含めて質問させていただきます。また、外観のことも考えてやっていただきたい。中身についていろいろ考慮して、今後協議して行っていただきたいとの質疑に、課長より今後建物の外観を含め、中身の設計を協議するにあたっては、仕様書などのたたき台ができた後、また業者が決定し進めていく中で、議員の皆様のご意見を伺い、地域振興施設をつくりあげていきたいと考えています、よろしくご協力をお願いしたいと思いますとの答弁がありました。

委員より、業者が決まってからですかとの質疑に、課長より業者が決まる前と後ですとの答弁でした。

また委員より、この施設に関して伺います。災害対策本部のバックアップオフィスと言われていますが、ここに備える電子機器等をどういうものを想定していますかの質疑に、課長より機能としては災害対策本部のバックアップオフィスと備蓄倉庫です。会議室には机・椅子、ホワイトボードを設置し、通信設備としては電話、衛星電話、インターネット、無線、自家発電設備などを計画しています。今後、皆様のご意見やどういったものが必要か出てくると思います。それについても検討しますとの答弁でした。

また、委員よりこの資料P47によると、役場庁舎が被災するなど書いていますが、ここに備えられた電子機器などは、機能できなくなっていることも見込んでのことですか、それとしたらサーバーなどをバックアップオフィスに設置しなくていいんですかとの質疑に、課長よりサーバー等については、役場本庁舎の4階にサーバー室を設置していますの

で、津波10数mまでは大丈夫だろうということもありますが、そういうことも想定して、そういうものを設置する必要があるのかなどを検討していく必要があると考えています。今のところ計画書には、そういうふうには書いていますが、今後、その他にも必要なものが出てくると想定はしていますとの答弁でした。

また、委員より今の計画はサーバーがないという考えですか、そういうことがあれば、本庁舎が被災するという想定になっていないということですね。なおかつ、その上、まだバックアップオフィスを設置しようとしている、何故そこで災害対策本部を設けられるようにするのか、役場本庁舎が被災していなければ、本庁舎に災害対策本部を設けられると思います。その辺のはっきりした答弁をお願いしますとの質疑に、課長より万が一、本庁舎が被災した場合、1週間から2週間程度機能できるバックアップオフィスという考え方です。本庁舎が被災した場合、最低限、何が必要か、今後も検討していく必要があると考えていますとの答弁がありました。

また、委員より今回の当初予算で実施設計委託料の1,144万円の積算根拠の基本となるベースは、今までいただいた資料案の平米数などによって出したのですかとの質疑に、課長より設計費は880万円程度で、地質調査が約60万円程度です。この見積りについては、建設課の技士に算出してもらっていますとの答弁がありました。

また、課長から、例えば予算が通ったとして、その後は設計のことについても、議員間の協議もするという答弁でしたが、それによっては規模は大きくなったり、小さくなったりしてもいいということですかとの質疑に、課長より設計発注前に仕様書等のたたき台をつくってから協議していただくことと、その後、業者が決まった中で、たたき台的な絵を描いてもらい、それが妥当なのか、面積はこれでいいのかなどといったようなことも、協議をしていただく場と考えていますとの答弁がありました。

また、委員から設計の予算があがっているが、床面積が増えて、規模が大きくなる可能性もあると思いますが、今の予算の中でいけるようにするんですかとの質疑に、課長から設計単価のなかには算定用時間数だとか、人件費だとか、そういうものも含んで積算していますので、面積もその程度の面積で、はじいています。また、設計金額は入札の中で、提示されています。そこら辺も考慮して決定していく形になると思いますとの答弁がありました。

また、委員より全協等を開き、議員等の意見を聞き、最終的にこのような施設にしようという数値があれば、そこで設計入札に入るということで、よろしいのでしょうかとの質

疑に、課長より、まず業者を決める前に仕様書に対するご意見をいただき、業者が決定した中で、業者が出したたたき台を全協にあげさせていただき、皆様のご意見をいただき、設計を完成していきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より前回、全協を開いて、この計画が発表されて新聞報道されて、地元の業者が物産店ができる、飲食店ができるということを知らせ、古里の民宿とか、干物屋とか、いろんな業者の方から役場に声は届いていますかとの質疑に、課長の答弁として、私自身は聞いていませんとの答弁がありました。

次に、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算、税務課所管分については、質疑はありませんでした。

次に、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算、危機管理課所管分について審査をいたしました。

質疑として、委員より防災行政無線管理事業の防災行政無線戸別受信機購入150台とありますが、前の機種と違う機種になると思います。現在残っている台数と、今後150台をどのように配付するのかお聞きします。それと、電池の液漏れで壊れた場合、無料で取り替えるのですかとの質疑に、機種については業者に在庫がなくなった時点で、ラジオ型等に変更になると思いますが、まだ現在使用中の機種で十分いけると思います。現在、在庫は20台残っています。来年度は転入者、乾電池の液漏れで取替えなどのために150台分を予算計上しています。取替えについては、無料で取替えますとの答弁でありました。

また委員より広報の仕方ですが、各家庭できちんと見てもらうには、なかなか難しいこともあるので、自主防災会の方で回覧してもらうなど、ある程度、もう少し広報の仕方を工夫し、広報に力を入れたほうがいいと思いますがどうですかとの質疑に、課長からその辺のところはこれからもやっていかなければならないと思います。海山区では電池を購入して、自主防災会の役員さんが替えたという例もあります。今年も自主防災会に補助金を出していますので、その利用も会議でお願いしたいと思いますとの答弁がありました。

また、委員よりこの件に関して、町民の方の要望として、個人の方には無償提供していただいていると思いますが、店舗でも3万円から4万円の実費を払って、買っていただいたら提供できるという話です。なかなか厳しい経済状況の中で、例えば補助金的なものを考えていただけたらと思います。以前に、買われたところもありますので、公平性のことも考慮されると思いますが、施策の問題ですので、課長答弁は難しいと思いますが、課長答弁のできる範囲で答弁いただけたらと思いますとの質疑に、政策的なことですので、私からここ

でこのようにしますと言えませんが、このことについては町の施策として、どういうふうにしていくのか、町長に話をしていきたいと思います。ただ、これまで事業者の方については、購入代金を事業者負担としていただいています。補助金については十分町長に伝えて相談したいと思いますとの答弁がありました。

また委員から、避難路整備工事については、平成25年度予算で各自主防災会から要望事項について、ほぼ達成ということですかとの質疑に平成25年度は10事業を計画しています。まだ70件ほどの検討事項があり、残りの実施可能なところは、小規模修繕という形で実施し、要望に対し、できるだけ100%に近い達成率をめざしていきたいと考えていますとの答弁でした。

また委員から、検討事項の70件もすべて今後実施していくということですかとの答弁に、課長より検討事項70件の中には、町での対応が難しいもの等、事業実施が困難なものも含まれています。少しでも100%に近づけるように実施していきたいと考えていますとの答弁がありました。

また委員から、防災拠点施設等調査事業は、三浦休憩施設を兼ねての場所と思いますが、どのような調査検討を行うのですかとの質疑に、課長から専門家からアドバイスをもらうということで、検討会を立ち上げるわけですが、その検討会で先進地調査等を行い、防災拠点施設整備に向けた方向性を探るということを目的としています。その中でバックアップオフィスについても、どのような施設、機能を持たせるか、三浦の休憩施設のものだけで十分機能するかなども合わせて検討するものでありますとの答弁がありました。

また委員から三浦休憩施設のほかに施設整備の必要性等も検討するということですかとの質疑に、課長からそのとおりです。三浦休憩施設については、場所が選定済みですので、そこにどのような施設、機能を持たせるか検討します。また現時点で、本庁、支所に災害対策本部、支部が設置不能となった場合は、両区のリサイクルセンターに災害対策本部、支部を設置することにもしており、さまざまなことを想定した形で、両区の防災拠点とするべき箇所を調査検討していきたいと考えていますとの答弁がありました。

また委員から三浦のバックアップオフィスの検討については、企画課が所管となるのですか、危機管理課の所管になるのですか。それと施設には会議室だけでなく、災害対策本部設置に必要な設備等も整備するのですかとの質疑に、建物は企画の所管です。バックアップオフィスの部分については、危機管理課で所管となり、本事業で行うことを考えています。どのような設備が必要か検討会の中で、検討していきたいと思いますとの答弁があ

りました。

また委員から、紀北町は犠牲者「0」をめざしていますが、災害弱者の方や高齢者の方のために危険水域に避難ビルをつくる必要があると思いますが、検討していますかとの質疑に、まずはより高いところへ避難路を2、3年のうちに、整備する計画が進んできたところです。25年度に避難路がほぼ完成したあとは、検討しなければならないと思っていますとの答弁がありました。

また委員から、周辺市町等では避難路、避難場所から避難ビル等への整備へと変えてきています。課長から町長に強く提言をしていただきたい思います。その質疑に、課長よりただいま申し上げたことについては、十分町長に伝えたいと思いますとの答弁がありました。

最後に、委員より相賀地域の方の要望に応えるためにも、避難ビルを建てるべきだと思います。危機管理課長、支所長の考えを聞きたいと思いますが、いかがですかとの質疑に、課長より町長に十分その旨、伝えたいと思っています。また、総合支所長からは、防災拠点施設等調査事業の予算の中で、避難ビル等に対しても検討していくものと思っていますとの答弁がありました。

以上で、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算、当常任委員会関係分の審査を終了し、討論に入り討論なし、採決に入り、全員賛成。よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託されました10案件についての審査の経過と結果報告を終わります。ありがとうございました。

**北村博司議長**

以上で、総務財政常任委員長の審査結果報告を終わります。

---

**北村博司議長**

ここで10時35分まで休憩いたします。

(午前 10時 22分)

---

**北村博司議長**

休憩前に引き続いて会議を開きます。

(午前 10時 35分)

---

## 北村博司議長

次に、教育民生常任委員長 入江康仁君。

## 入江康仁教育民生常任委員長

皆さんおはようございます。

平成25年3月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず今期定例会で付託されました案件につき、3月11日、午前9時30分から第2委員会室におきまして、委員6名出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案第8号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例、以下13件の審査でございます。

それでは、審査した順序により経過と結果について、ご報告いたします。まず、議案第8号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第12号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑に入り、質疑として片上2区集会所の完成予定は、今年度末でよろしいですかという質疑に対し、答弁といたしまして、工期については、平成24年11月30日から平成25年3月26日までとなっていますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第14号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第15号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第16号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑といたしまして、料金等の変更部分を説明してくださいとの質疑に対し、新旧対照表の94ページをご覧ください。変更箇所、名称については、グラウンドから多目的グラウンドに変更しましたが、テニスコートはそのままです。利用時間をわかりやすいように、1時間単位としました。テニスコートは15分単位、1時間単位、2つ表記していましたが、1時間単位に統一しました。グラウンドはこれまで昼間の使用料がありませんでした。そのため、多目的グラウンドには町民がスポーツ活動で利用する場合は無料としました。赤羽公園等では入場料をとって行う場合も想定しています。ほかのところでも、現在は入場料をとって行う行事はありませんという答弁でございました。

また、入場料をとってする行事とは何ですかという質疑に対しまして、例えば野外コンサートや大相撲の興行等がそれにあたりますので、入場料を徴収する場合は3,570円を追加しました。また、その他の場合とは、紀北町民以外の方を210円、夜間照明については、これまでと同額の1,050円です。テニスコートについても昼間の使用料の表記がなかったので、赤羽公園のテニスコートの使用料を参考にして設定しました。赤羽公園はこれまで中学生以下の者のみ利用する場合は100円でしたが、それを高校生までとして減額する範囲を広げました。一般の方はその他の場合で210円です。夜間照明については、テニスコートは15分で100円でしたので、1時間単位にして420円としました。変更部分については、以上です。

ただもう1つ、今までは想定していなかった備考欄については、備考1で「町内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校の行事または部活動で使用する場合は無料とする。」として、クラブ活動等も無料として、明確に表記しました。

本会議でも質疑が出た、「その他の場合」は、町外の方を指すのですかという質疑に対し、その場合は一般の方と町外の方を指し、本会議で答弁したとおりですという答弁でした。

使用料金は値上げしていないのですかという質疑に対して、一部を除いて値上げしてい

ませんという答弁でした。

これは内税ですか、外税ですかの質疑に対して、これは消費税込みの金額で、内税ですという答弁でございました。

先ほどは相撲興行等のことでしたが、文化活動とは何をすることですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、盆踊り等の使用した場合です。この場合も料金を徴収しますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り討論なし、採決に入り、賛成多数。よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、当常任委員会関係分の審査を行いました。

はじめに、住民課所管分についてでございます。12ページの国保運営安定化基準超過費用額共同負担金ですが、どこが負担するのですかという質疑に対しまして、国庫支出金ですので、国の負担金ですという答弁でございました。

医療費が増大したため、財源を補てんし国保会計のバランスをとるため、国が負担するものですかという質疑に対しまして、これは平成22年度に当町の医療費が国民健康保険法の規定により、地域差指数を上回ったことで、高医療指定を受け、指定を受けた翌々年度である平成24年度に基準超過費用が発生し、国県及び町が負担し、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出すという内容でございますという答弁でございました。

平成22年度の医療費が、この負担金のもとなるんですねという質疑で、瀧本委員のおっしゃるとおりで、平成22年度に高医療指定を受けたことにより、平成24年度に負担金が発生したということですという答弁でございました。

次に、福祉保健課所管分についての質疑に入りました。

質疑で、18ページ諸収入のところ、老人ホーム入所者受託事業収入の減についてお聞きしたい。答弁といたしまして、これまで大紀町からの入所者が4人でしたが、3人になったため、1人分の減額ですという答弁でございました。

続いて、14ページの子育て支援交付金と安心子ども基金地域子育て創生事業費補助金の内容について、説明を求めますという質疑に対しまして、子育て支援交付金の減額については、子育て支援センター補助金636万2,000円と、こんにちは赤ちゃん事業39万6,000円、それ以外では職員の人件費、私立保育所の保育対策事業について、県のほうから金額の内示があり、それに合わせ減額するものです。安心子ども基金地域子育て創生事業費補助金

の増額については、児童手当支給のための電算システム改修委託料が全額県補助となったことによるものだという答弁でございました。

補助金関係の県からの通知内容について、予算を議会にかける前にきて、初めて知ることが多い。前の子宮頸がんワクチンや肺炎球菌ワクチンの時でもそうだったが、県から通知があったときは教えてほしい。議員も勉強しないと、予算がついたあとで多いとか、少ないとか議論になるとどうにもならないことになる。県からこういう予算がついたとかの通知がきたときは、委員長とかに報告してほしいという質疑に対しまして、県の内示に関しては、11月、12月という遅い時期にある関係で、補正が遅くなります。議会や委員会への報告については、役場全体に関わることになるかと思えますという答弁でございます。

私が言うのは、通知が来た場合に、議員全体であれば、議長宛にこういう通知がきているという報告をしていただきたいという質疑に対しまして、これは役場全体に関わることで、私からはコメントを差し控えさせていただきたいと思えますという答弁でございました。

続きまして、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の減について、お聞きしますという質疑に対して、この減額は三重県全体で予算枠がありまして、交付申請限度額が変更になり、当初は693万9,000円で、県に申請していましたが、県からの内示は462万5,000円で231万4,000円の減額となりましたという答弁でございました。

減額になって、町として困らなかったのですかという質疑に対して、減額になったことで、一般財源で対応させてもらうことになりましたという答弁でございました。

続きまして、28ページ配食サービス事業が100万円減になっています。この事業は安否確認も目的としているので、減るといのはどうなのか、その辺の状況をお聞きしたいという質疑に対しまして、当初予算では少し多めに計上させていただいて、結果として、この2、3年はあまり変わっていないのが現状です。ただおっしゃるように、安否確認は大切なことですので、今月21日に、紀伊長島区民教、22日に海山区民教の定例会があります。そこに地域包括支援センターも出席することになっていますので、その場でこの配食サービスの普及啓発に努めていきたいと思えますという答弁でございました。配食サービスの利用実績としては、今まで60人ぐらいでしたが、高齢化率が町内で37%か、38%ぐらいのなかで、あまりにも利用が少ない気がしますが、その他の方は健康で過ごされているのか、実態の把握をしないといけないと思う。その辺はいかがですかという質疑に対しまして、配食サービスは合併前から10年以上続いています、始まったころは、まだ介護保険サー

ビスがなかった時代で、現在では在宅サービスとか、訪問サービスとかの介護保険サービスを利用の方が結構みられます。中には、デイサービスにいった方に、介護保険とは別で、オプションとして夕食をお弁当として提供するところもあると聞いています。いろんなサービスが充実してきて、利用が伸びていないことも考えられます。

28ページ、介護施設開設準備経費助成等特別対策事業及び老人ホーム管理運営事業の減額について、どういうことかお聞きしますという質疑に対しまして、介護施設開設準備経費助成等特別対策事業については、小規模多機能施設の整備を計画されていた事業主が、ご都合で取りやめるとのことで、今回、減額させていただきました。540万の内訳は、開設に伴う備品とか、需用費に対する支援で、当初で9人定員の小規模多機能型施設で1床あたり60万円の単価で540万円を計上しましたが、その分の減額となりました。

老人ホーム管理運営事業の250万円の減額については、大紀町からの養護老人ホーム入所の方が減った関係の減額でございます。

以上で、福祉保健課の部分に対しての質疑を終了いたしました。

次に、環境管理課所管分についての質疑に入りまして、質疑といたしまして、歳出31ページ工事請負費に計上している2,125万1,000円の減額は、入札差金ですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、紀北町環境衛生センター旧ごみ処理施設解体工事の精算見込みで計上しましたという答弁でございました。

次に、学校教育課所管分についてでございます。質疑はございませんでした。

次に、生涯学習課所管分についても、質疑はございませんでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り討論なし、採決に入り、全員賛成。よって、本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第22号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

質疑に入りまして、4ページの歳入において、今回の補正では支払基金からの交付金はないのかという質疑に入りまして、答弁といたしまして、今回の補正においては、支払基金からの交付金はありませんという答弁でございました。

また、総括表の表記について、今後、補正がない款においても記載するよう要望しますという質疑に対しまして、今後、財政当局と相談の上、検討しますという答弁でございました。

次に、瀧本委員の要望の補足になることとなりますが、当初から補正に至る流れがわか

るような表の作成を要望しますという質疑に対しまして、この点につきましても、財政当局と相談の上、検討させていただきますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り討論なし、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第23号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の審査に入り、質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第24号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の審査に入り、質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算について、当常任委員会関係部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分についてですね、課長から簡単な説明をいただきまして、質疑に入りました。質疑といたしまして、住基カード手数料が4万円となっていますが、何人分ですかという質疑に対して、1人500円で80件分を予算計上していますという答弁でございました。納税の関係でe-taxで申告するには、住基カードが必要ですが、e-taxを利用すると税控除が受けられるというメリットがあり、公的個人認証をする方が増えてくると思いますが、こちらの予算はどうなっていますかという質疑に対し、住基カード取得後、さらにe-taxを行うためには、公的個人認証500円が必要となりますが、こちらの手料は歳入歳出外会計に入りますという答弁でございました。

続きまして、59ページの無料法律相談事業75万6,000円計上していますが、月1回、両区で行っているということで、実績はどうなっていますかという質疑に対しまして、平成24年度の実績ですが、2月末現在の相談者は、全体で46名、内訳は海山区27名、紀伊長島区19名ですという答弁でございました。

合併してから継続している事業ですが、経緯はどうなっていますかという質疑に対しまして、平成20年度からの資料がありますので報告いたします。平成20年度、両区の合計で115件、21年度は76件、22年度は71件、23年度は77件です。24年度は年度途中につき若干数字が下がっていますという答弁でございました。

毎回相談者があり、利用されているということですねという質疑に対しまして、一番近いところで、24年度の実績を見てみますと、2月は海山区3名、紀伊長島区3名で、6名。

1月も同じように、3名と3名で、6名の方が利用され、12月は海山区2名、紀伊長島区2名と計4名、毎月それぞれ相談会場を設け実施しています。月によって相談される方の人数は違いますが、現時点では46名の実績となっていますという答弁でございました。

海山区、紀伊長島区で月1回弁護士による無料相談を実施しているということについて、すかという質疑に対しまして、答弁といたしましては、はいそのとおりですという答弁でございました。

また、無料法律相談を利用して、話が難しくなったりして、住民さんから相談内容について、住民課に何か話はないですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、無料法律相談を利用させていただいた方に、アンケートをとっています。最近の2月の相談者6名の解答によりますと、相談した結果、満足が5名、やや満足が1名でした。また、全員初めて相談された方でした。無料相談に対してアンケートで、心配していたことが安心に変わりました。大変力強い言葉をいただき、ありがたく思っています。今後も何かあったら、相談にのってくださいという意見がありましたという答弁でございました。

続きまして、68ページ、子ども医療費助成事業の中学生の医療費助成については、今回、どうして入院のみの助成になっているのですか、義務教育の間は、医療費を無料にするという検討はされたのですかという質疑に対しまして、予算措置については、今回は中学生の入院部分のみの拡大となっていますが、今後、段階的に進めていきたいと思っておりますという答弁でございました。

また、前回、積算を出した際に、中学生の通院、入院の助成をした場合、860万ほどになるとの報告を受けました。そういった額まで出ているのに、今回は計上を見送ったのですかという質疑に対しまして、瀧本委員のおっしゃるとおり、中学生の医療費をすべて助成した場合、入院分が150万、通院分が760万で、合計860万円ということで積算しています。今回は、入院分のみですが、通院分についても、今後、理事者と協議を進めていきたいと思っておりますという答弁でした。

また、当初予算計上したものをカットされたのですか。課として要望はしていたのですかという質疑に対しまして、段階的に通院分についても検討していくということで、当初から入院分のみ計上させていただいていますという答弁でございました。

また、以前にも議員からこの件について、要望が出ていたわけですが、課の判断として、今回は通院の助成分を計上しなかったということですか。理事者と相談はしているのですかという質疑に対しまして、理事者とは相談させていただいていますという答弁でござい

ました。

また、具体的な数字を示して理事者との話し合いをされたのですかという質疑に対しまして、瀧本委員も言われましたが、入院分については150万、通院分については760万円必要になるといった試算をさせていただきましたという答弁でございました。

以上で、住民課部分についての質疑を終了し、福祉保健課所管分についての質疑に入りました。質疑といたしまして、健康ウォーキング事業について説明願いますという質疑に対しまして、地域支援事業、介護予防の中の健康ウォーキング事業については、総額で72万8,000円の事業費です。内訳は講師の報償費で19万1,000円、需用費で19万7,000円、役員費で20万円、保険料3万円、歩こう会への補助金11万円ですという答弁でございました。

続きまして、72万8,000円の事業費で、月1回やって何名ぐらいの方が参加されていますか。延べではなく、実の参加者は何名だったのですかという質疑に対しまして、平成23年度実績については、9回開催で延べ405名です。1回あたりの参加者数は40人から50人ですという答弁でございました。

1回あたり40から50人で、延べ405名の参加というなら、ほぼ同じ方が参加しているのではないかと思いますという質疑に対しまして、確かに毎回参加される方もおられますが、海山区、紀伊長島区に振り分けて行っていますので、その地区によって参加される方は違いますという答弁でございました。

また、同じ方が300名ぐらい、100名ぐらいが新たに参加しているのか推測します。これではウォーキングで健康になって、防災力アップのシナリオが描けませんという質疑に対しまして、確かに参加者は変わっています。人数的には、そんなには多くありませんが、この事業を実施することにより、ウォーキングを楽しむ方が、それぞれの地域で習慣的にウォーキングに取り組んでいただきたいということで実施していますという答弁でございました。

続きまして、健康ウォーキング事業について、どのようなウォーキングの仕方をして、指導しているのですかという質疑に対しまして、最近では毎回、健康運動指導士により指導してもらっています。まず準備運動をしてから、きほく活活体操をして、歩いてもらって、最後は整理体操を行っています。ウォーキング方法については、体に負担のかからない歩き方というのを教えてもらっています。歩き終わったあと、整理体操の大切さを十分説明して、歩いたあと、筋肉をほぐさないと疲れが残ってしまうといった説明もしていただいていますという答弁でございました。

指導する方はどなたですかという質疑に対して、紀伊長島区の方ですという答弁でございました。

医師か保健関係ですかという質疑に対しまして、健康運動指導士という資格を持った方ですという答弁でございました。

続きまして、知的障がい対策については、どのように行っていますかという質疑に対しまして、くろしお学園を卒業された方については、紀北作業所や瑠璃ヶ浜とありますが、それ以前の小さいお子さんですと、尾鷲の紀北地域総合相談支援センター「結」に、療育教室があり、そこに親子で通っていただき、療育指導を行っていますという答弁でございました。

結で行っている内容は把握していますかという質疑に対しまして、基本的には保育ですという答弁でございました。

続きまして、67ページの児童保育事業3億4,163万4,000円のなかに、児童をお持ちの家庭の自己負担金は含まれていますかという質疑に対しまして、この児童保育事業3億4,163万4,000円のうち、私立保育所保育料としての個人負担は7,408万円ですという答弁でございました。2割強が自己負担ですね、3億4,163万4,000円を児童数348人で割ると、1人あたりは約100万円になり、その2割の年20万円ぐらいが自己負担となるわけですねという質疑に対しまして、1人あたりの保育料は月額約1万6,000円です。事業費3億4,163万4,000円の2分の1が国の補助で、4分の1が県の補助となりますという答弁でございました。

予算説明書の62ページ、養護老人ホームの職員人件費が6人分で、3,600万円ほどあがっていて、63ページの志子保育所管理運営事業の職員人件費が1人で822万2,000円あがっている。養護老人ホームは1人あたり約600万円になるが、その差はなぜですかという質疑に対しまして、志子保育所は58歳の幼稚園の教員をされていた方が、今、園長をされています。年齢の関係もあって高くなっていますという答弁でございました。

単純に、同じ公務員で老人ホームの職員も大変だと思う。子どもを保育するのも大変なのはわかる。老人ホームは若い方が多いのでしょうか、定年前になれば老人ホーム職員にしても、大体このような額になるのですかという質疑に対しまして、志子保育所は教育職員というのに対し、老人ホームについては現業職員ということで、給料表が違っていません。年齢によっても違ってきますという答弁でございました。

次に、71ページ、がん検診の受診率をお聞きしたいという質疑に対しまして、平成23年

度の受診率について、胃がんについては対象が40歳以上で、対象者7,881名に対して、受診者568名です。受診率は7.2%です。大腸がんについては対象が40歳以上で、対象者7,881名に対して、受診者が1,049名、受診率は13.3%です。肺がん検診については対象が40歳以上で、対象者7,881名に対して、受診者が1,062名、受診率は13.5%です。子宮頸がんについては対象が20歳以上の女性で、対象者5,166名に対して、受診者が781名、受診率は15.1%、乳がんについては対象が40歳以上の女性で、対象者4,756名に対して、受診者777名で、受診率は16.3%です。前立腺がんについては50歳以上の男性で、対象者2,107名に対して、受診者が276名、受診率は13.1%です。受診率は低くなっていますが、これはほかの医療機関で受診している場合もあることによります。ただ22年度対比では、若干ですが、受診率は伸びていますという答弁でございました。

ほかの保険で受診している状況を把握できないものですかという質疑に対しまして、今の制度では難しいという答弁でありました。

佐久市での取り組みでは、地域に組織をつくって、その中で健康診断の充実をさせていく取り組みをしていたわけですが、そういう取り組みを推進していくべきだということを経理事者には報告していますかとの質疑に対しまして、視察に同行させていただきましたので、復命はしています。紀北町にも健康づくり推進委員という制度があります。その中で健康づくり推進について、町民の健康に関する知識の向上とか、保健事業の円滑な推進を図るということで、委員さんにも研修会などを通じて活動していただいていますという答弁でございました。

以上で、福祉保健課所管分の質疑を終わり、環境管理課所管分に入りました。

質疑といたしまして、歳入19ページに一般廃棄物処理施設使用料、不燃物処理施設使用料が計上されていますが、これは何ですかという質疑に対しまして、一般廃棄物の利用料については、事業系のごみを受け入れた際の収入であり、使用料です。不燃物処理施設の使用料も同様ですという答弁でございました。

当初予算への予算計上が確認できないが、三浦区にあるクリーンセンターは、老朽化してきましたが建て替える予定はないのですかという質疑に対しまして、クリーンセンターですが、三浦区と取り交わした公害防止協定では、平成31年3月31日までの使用期間としていますという答弁でございました。

続いて、歳入22ページ、循環型社会形成推進交付金の中の合併浄化槽70基のうち、新築、転換、単独槽は、それぞれ幾らですかという質疑に対しまして、県は、平成20年度からの

浄化槽の県費補助の見直しを検討し、単独処理浄化槽及び汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進していこうという考えで、新築については補助を撤廃する方向で話をしていました。

また、県は平成25年度から住宅の新築に伴う浄化槽の設置については、例えば5人槽を設置する場合、今までなら基準額33万2,000円の3分の1の11万円を補助していましたが、今回の見直しにより、基準額が今までの半分の16万6,000円となり、県の補助はその3分の1となります。その代わりに、単独槽撤去費用と配管費用の助成が追加となり、単独槽撤去費用の基準額は9万円で、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1の補助となります。配管用については、県と町の事業で、基準額は6万円で、県が2分の1、町が2分の1の補助となりますという答弁でございました。ちょっとすいません。

次に、単独槽撤去は合併浄化槽撤去とは別ですかという点と、転換は単独槽を転換するのか、汲み取りを転換するのかという点をお聞きしたい。また新築の30基と、転換の30基の補助金についてですが、今の答弁では2分の1ずつと聞きましたが、667万円の内訳を教えてくださいという質疑に対しまして、国の667万円の内訳ですが、新築5人槽は25万円×3分の1×15基で、124万5,000円。7人槽が31万×3分の1×15基で154万5,000円です。転換については、5人槽は33万2,000円×3分の1×20基で220万円、7人槽は41万4,000円×3分の1で138万円です。撤去費は9万円×3分の1×10基で34万円です。合計しますと667万円ですという答弁でございました。

続きまして、歳出73ページ、環境保全費の中の環境美化の推進及び河川の浄化の推進にかかる経費ですが、具体的にはどういうところで適用されるのですか。70万2,000円の内訳について説明をお願いしますという質疑に対しまして、消耗品費53万4,000円は、不法投棄防止の看板作製、EM菌の購入費、緑のカーテンにかかる費用です。燃料費13万4,000円はガソリン代、修繕費2万円は環境保全啓発にかかるパトロール用の軽トラック修繕費で、役務費1万4,000円は、自動車損害共済金ですという答弁でございました。

また、その内容では汚れている川の浄化にはつながらないのではないかと。海山区の旧尾鷲ドライブイン前の川は汚れており、そのような川を浄化してから、EM菌の投入など美化活動をすれば、もっと効果があると思います。現在、汚染されている場所の環境を良くした上で、このような美化活動を実施するよう提言していく必要があるのではないのでしょうかという質疑に対し、河川等へは浄化目的でEM菌の投入を行っています。EM菌については、川底のヘドロ、アンモニアを分解し、アミノ酸を貝などに食べてもらい、その結

果、浄化しています。

白石湖においてはEM菌を投入していますが、ダイバーの海底調査では、3mあったヘドロが、毎年20cmほど減少している旨の報告をいただきましたという答弁でございます。

また、旧尾鷲ドライブイン前の内頭川へEM菌の投入はしていますかという質疑に対しまして、下倉川、こぶた川、白石湖には投入していますが、内頭川へは行っていませんという答弁でございました。

内頭川は近畿自動車道紀勢線の海山インターチェンジ付近で、汚れていれば紀北町海山区のイメージダウンにつながります。EM菌による浄化効果が期待できるのであれば、大幅に予算を増やして、浄化活動を実施してほしい。EM菌で清浄できないものもあると思うので、与えられたことだけではなく、その根本を断って、美しい町をつくっていく取り組みを環境管理課には実施していただきたいという質疑に対しまして、内頭川は県の管轄の河川になりますので、建設課を通じて河川の浄化について要望しています。また、町管理の河川については、建設課と相談して河川をきれいにするための施策を、前向きに検討していきたいという答弁でございました。

続きまして、歳出72ページ、環境衛生費の中の荷坂やすらぎ苑組合の負担金の関連ですが、年末に開かれた荷坂やすらぎ苑組合議会のなかで、駐車場の整備と進入路の保全の話が出ていたかと思いますが、それに反映している予算は盛り込まれていますかという質疑に対し、荷坂やすらぎ苑組合の負担金2,678万9,000円の中には、現在ある駐車場の前のところに、県所有の土砂の半分を移動させ、新たに駐車場を設けようとする予算が盛り込まれています。駐車場は大紀町の所有で、県に土砂を移動していただいた後、砂利を敷くことを予定していますという答弁でございました。

県所有の土砂を一部撤去した後と、舗装した部分を一緒にしようかという話があったかと思いますが、それも含んでいますかという質疑に対しまして、入口の歩道のところと、道路のところ、陥没したところと一緒に入っていますという答弁でございました。

今回、荷坂やすらぎ苑の駐車場を整備するということですが、負担金のうち、その事業費はどれぐらいになりますか、予算額をお答えくださいという質疑に対しまして、荷坂やすらぎ苑組合議会による審議はまだですが、火葬場の運営費の修繕費の中に、駐車場整備、進入路改修工事として150万円を見込んでいますという答弁でございました。

続きまして、歳出74ページ、塵芥処理費ごみ減量化推進事業、ごみ減量化の推進及び生ごみ処理機等の購入助成に要する費用として、58万5,000円を計上していますが、生ごみ

処理機は幾らですかという質疑に対しまして、生ごみ処理機の助成として、1台3万円で5台分の15万円を計上しています。電動生ごみ処理機の助成については、紀北町生ごみ処理機購入費助成金交付要綱に基づき、1世帯1基、3万円を限度として、購入価格の2分の1を助成しています。また、コンポストは6,500円を限度、1世帯につき2基まで助成することになっています。価格については容器の大きさ等によって異なりますので、公表は差し控えさせていただきますという答弁でございました。

地方公共団体の責務として、住民の環境を守ることは、福祉保健課とともに重要なポストであると思います。ごみの減量を進めるために、このような事業を今まで推進し、今後どのように推進しようと考えていますかという質疑に対しまして、きほく七夕物語、夏祭KODO、昭和の縁日等、各種イベントにて環境ブースを出展し、ごみ減量化の一環として、生ごみ処理機のPR等を行っています。家庭ごみの減量化につながりますので、今後も続けていきたいと思っていますという答弁でございました。

続いて、それは評価しますが、普通の一般ごみを含めて、各地区へごみの減量化の要請をするとともに、各地区単位でごみの減量化に向けた取り組みをすべき時期にあるのではないのでしょうか。環境管理課として、先頭に立って取り組んでいくべきであると考えますが、その点についていかがですかという質疑に対しまして、ごみの分別、減量化の推進に向け、婦人会など各地区へ出向いて、出前トークを実施していますという答弁でございました。

続きまして、歳出75ページ、塵芥処理費、ストックヤード建設事業ですが、どういうものを収集して、どういう建物の建設を予定しているのか。リサイクルセンターあたりに建設してもいいのではないかと考えますが、その点をお聞かせくださいという質疑に対しまして、ストックヤードの資源ごみですが、新聞紙、ダンボール、雑誌、紙パック、布類、ペットボトル等を一時保管するスペースになっています。建物については、鉄骨づくり平屋建てで、床面積は約200㎡を計画していますという答弁でございました。

また、200㎡、約60坪で2,471万4,000円では、値段が高いのではないかとという質疑に対しまして、屋根付きの建物で、中はストックする資源ごみを区分するため、仕切り用の壁を立てることを計画していますという答弁でございました。

また、屋根付き建物は、紀北町環境衛生センター解体後の場所へつくるのですかという質疑に対しまして、平成24年度に紀北町環境衛生センター、旧ごみ処理施設を解体し、その跡地利用として管理棟があった上段の部分に、ストックヤードを建設する予定であります

すという答弁でございました。

続きまして、先日、跡地利用として消防署を設置する方向で、町長との話が進んでいると、消防署長からお話を伺いましたが、どういうことですかという質疑に対しまして、跡地にはストックヤードを建設する予定ですという答弁でございました。

また、ストックヤードは紀北町環境衛生センター、旧ごみ処理施設の跡地へつくる必要があるのですか、適地はないのですかという質疑に対しまして、紀北町環境衛生センター、旧ごみ処理施設を解体するときに、循環型社会形成推進交付金を活用するために、尾鷲市、紀北町地域循環型社会形成推進地域計画を作成しました。その書類は環境省へ提出済みですが、跡地へストックヤードを建設することが交付金をいただく条件となっていますという答弁でありました。

次に、ごみ収集事業の件ですが、可燃ごみ用の通常のごみステーションの整備、修繕は、予算計上していますかという質疑に対しまして、通常のごみステーションは自治会で場所を設置して整備することになっており、町で助成はしていません。資源ごみステーションの整備はすべて町で行っていますという答弁でございました。

続きまして、ごみのことですが、尾鷲市ではごみ袋の有料化を4月から始めると聞いています。紀北町は現在、ごみの減量化を進めていますが、実態として減っていますか。また、今後、ごみ袋有料化導入の検討などについて、どのように考えていますかという質疑に対しまして、ごみ量の推移ですが、ごみの総量は、平成21年度が1万1,556 t、平成22年度が9,562.9 t、平成23年度が9,701.1 tです。平成21年度と比べれば、平成22年度は減りましたが、平成23年度は若干増えました。資源ごみについては、平成21年度が1,082.2 t、平成22年度が1,046.2 t、平成23年度が1,029.4 tで、全体のごみの1%を占めています。

紀北町のごみは約7割が可燃ごみ、約2割が不燃ごみ、約1割が資源ごみになってます。包装紙、箱などの紙類を可燃ごみにするのではなく、資源ゴミとして増やす方向で考えています。ごみ袋の有料化については、廃棄物減量等推進審議会においても議論しましたが、今はまずごみの減量化を進めようと考えていますという答弁でございました。

また、RDFの施設の稼働については、平成32年度末までと聞いていますし、今後さまざまな案件が発生すると思いますが、その辺も含めて処理行政については、十分検討されたいという質疑で、はいという答弁でございました。

以上で、環境管理課所管分に対して質疑を打ち切りました。

続きまして、学校教育課所管分についての質疑に入りました。

質疑といたしまして、指導主事の件について人選されているのですかという質疑に対しまして、教育長と三重県教育委員会で調整していますが、まだ決定されていませんという答弁でございました。

配属に関して、県の職員という格好ですが、給料は町で払うということですかという質疑に対しまして、県の職員の方で割愛退職して、紀北町の職員として採用して指導にあたっていきますという答弁でございました。

何歳ぐらいの方で賃金は幾ら払うんですかという質疑に対しまして、年齢は教頭もしくはその手前の方の年齢になるかと思っています。給料に関して、月40万ぐらいで、それに扶養手当、期末勤勉手当、管理職手当、通勤手当等が加算されるものと思っていますという答弁でございました。

退職になっていない人ということですが、出向の形でくるのですか。金額については、700、800万になるのではないですかという質疑に対しまして、そのぐらいの金額になるかと思えますという答弁でございました。出向かどうかという質疑に対しまして、一旦、割愛退職して紀北町に来てもらいます。また、三重県に帰る時は教職員として、職を確保された形での配属になりますという答弁でございました。

例えですが、今、当町にみえる山岡副町長は、3月いっぱいまで帰る、そういう形式で理解してよろしいですか。そういう質疑に対しまして、その解釈でよろしいと思えますという答弁でございました。

続きまして、前教育長が学校の統廃合は、生徒数が10人のうちを考えないということでした。評議員に集まってもらって、考えてもらいたい。1年生から6年生まで9人となったら考えると、今の教育委員会の考えは変わっていないと判断します。各地区の状況を判断して、よろしく願いますという質疑に対しまして、ご助言を承りましたという答弁でございました。

続きまして、102ページ奨学金を貸与されている方で、約束事に遵守されていない方が何人いるのか。トータルとして、残として計上されておる金額は幾らですかという質疑に対しまして、滞納者は24人で、調定額は619万600円です。そのうち、収納済額は136万7,200円です。24年度2月末現在の収納になっていますという答弁でございました。未収は482万3,400円ということですかという質疑に対しまして、今まで滞納されているのは、そうなりますという答弁でございました。

103ページ、休校になっている学校について、白浦小学校が休校扱いになっている。この学校の将来の活用等について考えていないのか。近い将来想定される地震について、避難場所として活用できる。住民の一部から非常につくりがよいと、小学校そのものがいよいと、管理してすばらしい学校ですが、休校扱いにせず、運用活用する方向が望ましいので検討していく考えがありますかという質疑に対しまして、今現在、休校となっています。ほかの用途に使用する場合、文部科学省に廃校の手続きをとってからでないといけないと思っていますという答弁でございました。

続きまして、廃校の手続きをとらずに活用する方向を探っていただきたいと要望しますという質疑に対しまして、文部科学省の制度に則った対応になると思いますという答弁でございました。

103ページ、小学校費の原材料費の118万4,000円ですか、グラウンド用土の品質はどんなものですか。また白浦小学校は避難場所として、指定していたと思うのですがという質疑に対しまして、運動場の土は各学校のグラウンドに入れている土です。品質の資料が手元にありません。白浦小学校に関しては耐震化されていないので、避難場所になっていないですという答弁でございました。

グラウンドの用土は、平成16年の災害のときに、赤羽小中のグラウンド、赤羽公園の整備のときに、松阪の土をやめて、違う土を探せと。粒土、水捌けの問題が、含水率、そこを検討されているのか。含水率が高いと雨が降ったら、乾いていかない。検討されているのか聞きたいという質疑に対しまして、当初予算に関して、土のレベルを検討したかどうか申し上げられませんが、導入の際は、吸水率も視野に入れて今後検討させていただきますという答弁でございました。

続きまして、英語の時間にALTの補助を入れてやっていると、低学年の小さいうちから、幼稚園から英語に触れさせることを検討してくださいという質疑で、ALTはアシスタント・ランゲッジ・テイチャーということで、助手として英語を教えることが仕事です。また、幼少時代から英語に触れさせると効果があると思いますという答弁でございました。是非やってくださいよ。必要だと思います。

102ページの奨学費について、平成25年度大学生24万円の15人、高校生9万6,000円の5人、実績はどうですか。22年度に質問したときに、町長は23年度に見直すと言った。地元に戻ったときに免除することが生かされていない。2万円はこの地域では最低ですよ。教育に力を入れるとしたら考えてくださいという質疑に対しまして、平成25年度大学生4人、

高校生2名でした。平成20年度は高校生0、大学生5名です。平成21年度、大学生13名、高校生1名。22年度高校生0、大学生6名です。23年度高校生0、大学生4名でございますという答弁でございました。

次に、105ページの中学校管理事業費の中で、生徒数476名、106ページの要保護及び準要保護生徒就学援助事業の対象生徒数は98名ですが、世帯数が出ていますかという質疑に対しまして、小学校の人数は112名、世帯数は87世帯、中学校の人数は99名、世帯数は86世帯ですという答弁でございました。25年度の数字で、98名という対象者は何からの数字ですかという質疑で、今年度の繰り上がりで移行します。卒業生と新しく入った方の人数を加除しましたという答弁でございました。

中学校もかなりの割合がウエートを占めていますが、原因は過去の推移がかなりあったものですかという質疑に対しまして、各世帯の状況を見ますと、母子家庭等が増えていきます。給食費等は以前は2分1補助だったのが、全額補助に変わりましたので、その関係で増えてきていますという答弁でございました。

以上で、学校教育課部分の質疑を終了いたしました。

続きまして、生涯学習課所管分についての質疑に入りました。

---

#### 北村博司議長

委員長報告の途中ですが、この後、長くなることが予想されますので、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後から引き続いて報告を求めます。

(午前 11時 52分)

---

#### 北村博司議長

休憩前に引き続いて会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

#### 北村博司議長

午前中の入江康仁教育民生常任委員長の報告を引き続きお願いいたします。

入江委員長。

### 入江康仁教育民生常任委員長

それでは、午前中に引き続き、教育民生常任委員会より報告いたします。

それでは、次に、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算について、当常任委員会の審査を午前中より引き続き報告させていただきます。

生涯学習課について、質疑に入りました。

予算書23ページ、予算書には事業費の590万のうち、国が6分の4以内、県が11%以内の補助としてありますが、これはどういった理由で、このような形をとるのですか。前年度予算との比較を教えてください。昔は全額、環境省の予算だったと思いますが、変更になったのですかという質疑がございました。国の補助率は6分の4以内、県の補助率は11%以内と決まっていますが、補助金は国の予算の範囲内で変わる場合があります。予算については前年度と同額の予算計上をしています。以前は全額が環境省の予算だったかは把握していませんという答弁でございました。

110ページ、緊急雇用創出事業スポーツ交流推進事業208万1,000円のうち、緊急雇用の賃金が162万9,000円となっています。具体的にどのような方を雇い、どのような仕事をするのか説明してくださいという質疑に対しまして、現在、紀北町では交流人口200万人をめざしています。64万円の予算で合宿誘致のとき等に使用する紀北町にあるスポーツ施設一覧の冊子を作成しています。またスポーツ施設だけを掲載するのではなく、民宿や紀北町の観光資源も掲載する予定です。その冊子を作成するために、資料集めや民宿組合、観光協会との調整役に、緊急雇用で1人雇いたいと思っておりますという答弁でございました。

実際に支払われる賃金は162万9,000円ですね。そして、この方の仕事は民宿組合や観光協会とスポーツの連携を行い、パンフレットを作成し、広報を行うということですかという質疑に対して、そのとおりですという答弁でございました。

162万9,000円は年間所得ですね、どのような方を何名雇う予定ですかという質疑に対して、1名雇う予定です。また1名で何歳ぐらいの方を雇う予定ですかという質疑に対しまして、予算を認めていただいた後、公募となるため何歳の方になるかはわかりませんという答弁でございました。人を雇用するのに、何歳かわからないというような雇用の仕方はありません。例えば、年齢不問なら、そう記載するべきだと思いますという質疑に対しま

して、これは公募ですので、年齢は不問になると思います。ハローワークで募集する予定ですよという答弁でございました。

次に、162万9,000円の賃金は少ないと思います。生涯学習課として、町の生涯学習をどのように充実させていくかの観点に立って、緊急雇用政策を使っていますか。緊急雇用政策については、もっと有効な使い方があると思いますという質疑に対しまして、緊急雇用は町独自の考えで雇用することはできません。今回の緊急雇用はスポーツ施設一覧のパンフレットを作成するために雇用します。しかし、奥村委員の言われたように、今後の生涯学習の充実を図るために必要であれば別の機会に検討していきたいという答弁でございました。

文化財調査委員の賃金が24万円となっていますが、仕事の内容を教えてくださいという質疑に対しまして、文化財調査委員は紀北町の文化財を調査しています。新たに文化財を発掘し、それを文化財として指定するべきかどうかの調査を行っています。また、平成23年度に作成した紀北町の文化財という冊子の作成に関わっていただきましたという答弁でございました。

スポーツ交流推進事業費のパンフレットはどのようなものを作成するのですかという質疑のなかで、先ほど緊急雇用のときに申し上げた、スポーツ施設、宿泊施設、観光施設をまとめたパンフレットを作成する予定であるという答弁でございました。

また、海山グラウンドの工事請負費5,000万円の内訳を教えてくださいという質疑に対しまして、グラウンドの暗渠排水の整備と土の入れ替えで2,800万円、トイレの工事で2,000万円、テニスコートのフェンス改修代で200万円ですよという答弁でございました。

トイレの工事に2,000万円は高いような気がします、どのようなトイレをつくる予定ですか。また2,800万円を使用し、どのような土を入れる予定ですかという質疑で、まず新たにトイレを新築しますので、浄化槽を設置する必要があり、金額が大きくなりますよという答弁でございました。

ここで浄化槽は何人槽のものかわかれば、大体の金額がわかりますが、何人槽の浄化槽を設置しますかという質疑で、何人槽の浄化槽かどうか把握していません。多目的トイレを1箇所整備し、男子トイレは洋式の大便器を2カ所、小便器を2カ所、女子トイレは洋式の大便器を3カ所設置する予定ですよという答弁でございました。

また、グラウンドの土のことを教えてください。男女合わせて8カ所のトイレを設置するには、金額が高いように思います。浄化槽は合併槽ですが、合併槽で1,000万ぐらい必

要になるのですかという質疑に対しまして、浄化槽は合併槽です。新たに入れる土は、紀北中学校のグラウンドと同程度の2.3ミリ以下の粒調砂を考えています。浄化槽について詳しいことは把握していません。申し訳ありませんという答弁でございました。

5,000万円の金額については、生涯学習課と建設課が協議して決めたものだと思います。後でもいいので詳細の資料を見せてくださいという質疑で、答弁として、はい、後で資料を渡させてもらいますという答弁でございました。

学校教育課では砂の大きさを2.5ミリと言っていました。国の基準で、砂は5ミリ以下のものをいいますので、2.3ミリや2.5ミリの砂は、金額が高くなり、三重県の業者では使っているところはないと思います。浄化槽についても、便器の数だけわかっている、何人槽のものか把握していないのは、よくないと思います。すべて建設課にお任せということですかという質疑のなかで、設計等は建設課の技師にお任せしていますという答弁でございました。

設計予算等、すべて建設課に任せていて、設計図も見えていないため、予算の説明ができないと判断してもよろしいですか。この金額が妥当かどうかは、建設課に聞かないとわからないと言っておるのと一緒ですが、どうですかという質疑に対しまして、建設課技師ともよく協議しながら、予算計上をいたしましたという答弁でございました。

また、建設課の技師がどのようなグラウンドをつくっていくのかを設計したのですかという質疑のなかで、生涯学習課で協議し、建設課の技師に希望を伝え、設計していただきますという答弁でございました。

先ほど、瀧本委員、奥村武生委員、東篤布委員から質疑のあった、海山グラウンド整備事業5,000万円の工事の概略について、生涯学習課長が説明し、設計の詳細を協建設課長補佐から説明をいただきたいと思っておりますという、委員長の説明で、答弁といたしまして、海山グラウンド整備事業の5,000万円について説明します。暗渠排水と土の入れ替えで、2,800万円、トイレの改修工事で2,000万円、テニスコートフェンスの改修で200万円、合計5,000万円を見込んでいます。その設計の詳細は建設課長補佐、協技師より説明いたしますという答弁でございます。

そして、その答弁は、まずトイレの改修工事は東長島の生涯学習施設に建設中のトイレと同等のものに、男性用小便器を増やしたトイレを計画しています。浄化槽については、利用人数と利用時間で決まってきます。トイレは1回15リットルの水を使用します。40人槽だと日量8tの水の処理ができますので、それぐらいのものが必要だと考えています。

40人槽の浄化槽だと500万円程度の金額が必要です。現在、建設の東長島生涯学習施設のトイレは、1,200万円に諸経費を足して1,500万程度が必要です。よって、1,500万円と浄化槽500万円を合わせて2,000万円ほどが必要です。便器の数は、男性用小便器が3つ、大便器が2つ、女性用が3つ、多目的トイレを1つ建設予定ですという答弁でございました。

また、1回15リットルもの水を使いますかという質疑に対しまして、県の算定方法で決まっていますという答弁でございました。

また、県の算定方法で決まっているとありますが、1回に15リットルもの水を流すと思いますか。県がおかしい、算定方法が間違っているという質疑に対しまして、実際の使用は7リットルなど、水の使用が少なくなっているのはわかっています。ただ設置届けを提出する際に、15リットルという数値でないと受理されません。数年前の計算方法を使っていることは承知していますが、私たちが変更することはできませんという答弁でございました。

海山グラウンドで40人槽が必要だと判断したのは、法律に沿って行ったのか。町が独自に判断をしたのかという質疑に対しまして、まずグラウンドですので、そこで最大どのような催し物があるかを想定します。例えばサッカーの試合を行い、選手、観客を含め1,000人が集まったとします。1,000人が何時間滞在するのか。例えば8時間滞在するのであれば、小便、大便に何回いくのかを計算する係数があります。そこに便器の数または1回で使用する水の量、15リットルを掛けて、最大出る汚水量を算定します。算定された汚水量で人数あたり200リットルというのが基準です。8 t 使えば40人槽が必要となり、6 t であれば30人槽が必要です。その辺は、もう少し精査する必要があると思いますという答弁でございました。

法的には、そのような規制を受けるのはわかっています。しかし、瞬間最大使用量という点で考えると、瞬間に使用する水の量は多くないと思いますので、そのような大きな浄化槽は必要ないのではないですか。トイレについては、そのような疑問点が残ります。あと暗渠排水とっていますが、海山グラウンドの海拔ほどの程度で、排水先ほどの程度の高さを想定していますか。国交省から町に対して、土捨場がないかとの相談がきているはずですが。その土を有効活用して、グラウンドの高さを変えるなどすれば、2,800万円も使わなくても、もう少し安く水捌けのよいグラウンドができるのではないですか。グラウンドの排水に関しては、いろんな方法があると思いますという質疑に対しまして、確かに委員の言われたように、グラウンドの水捌けをよくするには、いろんな方法があります。し

かし、盛り土をすれば、現在使用している照明、トイレ、テニスコートなどの設備も高さを調整し直す必要が出てきて、費用が必要となりますという答弁でございました。

1番多くの水が流れるときのことで算出するのではないのですかという質疑に対しまして、最大ではなく、1日の平均値で算出します。一度に多くの水を使ったとしても、浄化槽の水は徐々に消費して調整しますという答弁でございました。

次に、大白公園に県が建設した多目的グラウンドは、土を何層にも敷いています。そのことを考えると、2,800万円という金額は安いのではないかと思います。将来、整備の必要がなくなるほどのグラウンドにしてもらえるんですかといった質疑に対しまして、海山グラウンドは1万7,000平米ぐらいの面積があります。今回の予算では、1平米あたり1,500円ぐらいの金額です。その中でできる限りのことをやっていこうと考えています。ただおっしゃったように、何層にもすることはできないと思いますという答弁でございました。

この予算は一体誰が要求してきたものですか。曖昧な部分が多く、説明責任を果たしていないように思いますという質疑に対して、24年度で東長島の生涯学習施設を整備したため、25年度については、海山グラウンドを整備したいと考え、生涯学習課で予算要求しましたという答弁でございました。

生涯学習課の意見ですかという質疑に対し、はいという答弁でございました。

議員に対して説明できない予算要求を町長は認めたのですかと、海山グラウンドに関してはグラウンドの高さをあげた場合、ボールが国道に飛んでしまう可能性もあります。高さをあげることでデメリットも出てきます。今回の予算要求に関しては、説明不足であり、資料不足でもあるように感じます。また、グラウンド整備に関しては反対するわけではないですが、不明確な点が多いように思います。少し時間をいただいて、私自身もほかの委員の皆さんも、納得できるような予算書をつくっていただきたいのです。今回に限っては、附帯決議を出し、この動議を出させていただきたいと思います。

そこで、今、東篤布委員から動議が出まして、附帯意見を付けてということですが、どうですか、海山グラウンド整備事業の予算に対する動議が出ましたので、それで採決をとりたいと思います。賛成の方、挙手お願いします。挙手全員です。これで動議は可決されました。ただいま東篤布議員から動議が出され、動議が成立いたしました。議案第26号平成25年度紀北町一般会計予算のなかで、動議に対する附帯意見を、今、お手元に配付した文言でいいかどうかについて、皆さんの意見を聞きたいと思います。

意見といたしまして、動議には賛成させていただきましたが、私は国交省の土を入れることは大賛成です。今、県を通じて専門職のところへ話をさせていただきましたが、教育委員会が出した5,000万円の予算の中の土の量は、1万平米ですが、そうすると2,800万円なんかでできません。ですから、私は5,000万円の予算を執行することには賛成ですけれどもという意見でございました。

そこで、委員長として、そうじゃなくて、5,000万円に対しての附帯意見ですか。この文章に対して言ってくださいと。次の時に、附帯意見を付けてこれを凍結するような格好をとるわけですから、それをする時は、町長から皆さん、町民に対して説明を求めます。その時に、いろいろな意見を言ってもらえたらいいと思いますという委員長答弁でございます。

先ほど、奥村武生委員から、このようなグラウンドをつくることは、適切ですと言われていましたが、私もそう思います。将来にわたり、土の入れ替えをしなくてもいいようなグラウンドにしなければならない。奥村武生さんは、そんなにお金がかかるのだったら、この予算に賛成できないように聞こえました。それだと普段言っていることが、支離滅裂になります。だから、すばらしいグラウンドができるのだったら、予算が上回ってもいいと思います。これが1億円が出てきても、我々はこんなに立派なものができるのなら、1億円でも納得できれば、議決すればいいと思います。ただ、今回の説明は、トイレの何人槽かも、さっぱりわからないし、土もアバウトの計算です。それなら、もっと違う方法論があるのではないか。将来、土を入れ替えなくてもよい排水性のよいグラウンドをつくれればよい。なおかつ、国交省も言ってくれていることも、頭に入れて、交渉してみて、やってくれたら、これに越したことはないという意見でございました。

そういう委員長答弁といたしまして、そういう利害ではなく、今回は一般会計予算の5,000万円執行に対する附帯意見なので、それは附帯意見を認めていただいてから、実行するときには、新たにこの5,000万円に対する概略設計や実施設計等、いろいろな詳細な計画を出してきます。それを教育民生に諮っていただいて、そこでそれに対する意見を言ってください。5,000万円を超えることは、その時にできます。しかし、今回は動議に対する附帯意見のところまで止めてください。そうじゃないと、審議が違ってきます。それでは、この文章の文言に賛成の方は挙手願います。その結果、挙手全員です。平成25年度紀北町一般会計予算に対する案に、附帯意見を付けることにいたしました。この附帯意見は委員長名で提出させていただきたいと思いますという答弁で、異議なしの声があがりまし

た。

以上で、質疑を終了し、審査のなかで、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算における、第9款・教育費、第6項・保健体育費、第3目・体育施設費、第15節・工事請負費5,000万円について、海山グラウンド整備事業は詳細な説明が得られなく、整備計画を再考する必要があるため、当面の間、上記、工事請負費5,000万円予算の執行を停止することを強く求めるという附帯意見を付けることの見解があり、ほかの委員からは異議がございませんでした。

次に、討論に入り、附帯決議を付けて、他の一般会計予算に反対しますという反対討論がありました。次に、賛成討論として、先ほどの附帯意見を付けて賛成します。また、特に、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算の体育施設費の部分については、執行停止の附帯意見を付けたので、それに基づき賛成しますとの2件の賛成討論がありました。

採決に入り、賛成多数。よって、本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行いました。

質疑に入り、質疑といたしまして、11ページの前期高齢者交付金について、前年度8億4,875万4,000円から、本年度8億2,934万6,000円と1,940万8,000円の減額となっていますが、予測できる数字なのですかという質疑に対しまして、この交付金は社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、シミュレーションに基づいて算定していますという答弁でございました。

次に、社会保険協会で調べたのですが、60歳から65歳までの退職者の方の前期高齢者交付金で、8億2,934万円を社会保険協会から出しているのですね。これを見ますと全体の30%になります。国では35%です。自治体もいろいろあるので、平均すると35%出しています。社会保険協会の収入は約7兆何千億円ですか。そのうちの35%は退職してからの病気になるケースが多くなるため、拠出しているのです。受け身で金額を受けるだけで、システムはわかっていないと思われまして、60歳から65歳の方に対する交付金で来ているわけですね。退職された60歳から65歳の方が、国保に加入されて病気になる可能性が高いため、8億2,934万円、当町では30%、これが社会保険協会から拠出されているわけです。その確認ですという質疑に対しまして、前期高齢者交付金については、年齢が65歳から74歳までの方が対象となります。60歳から65歳の退職者については、第5款の療養給付費

交付金になりますという答弁でございました。

私が社会保険協会を確認したところ、退職した60歳から65歳の方の分を、社保から社会保険庁へ7兆何千億集めているのです。それが30%です。これは65歳から上の分までは補てんしていません。社会保険協会へはしていないのです。60歳から65歳までは社会保険協会から拠出してくれるのですという質疑に対しまして、瀧本委員がおっしゃっている退職者医療については、協会けんぽが社会保険診療報酬支払基金に拠出して、退職者に該当する60歳から65歳までの間の医療費の支払いのお話をされているんだと思いますが、よろしかったですかという答弁でございます。

私はそのように認識しています。交付金をもらうのに、何を根拠にもらうのか。年齢対象はどうか。退職したあとは、国民健康保険に加入するわけです。交付してもらうものに対して、どうなっているのか、勉強していただかないと困りますという質疑に対しまして、退職者医療にかかる交付金について説明しますと。退職者に該当する方がかかった医療費の自己負担3割を除く7割について、保険料を差し引いた額を社会保険診療報酬支払基金から交付していただいています。町としての持ち出しはありません。交付については実績に基づいて請求し、社会保険診療報酬支払基金から交付されるシステムになっていますと、こういう答弁でございました。

退職者保険についてはわかります。拠出、交付についてもわかります。ただ前期高齢者と表記してはいけません。前期高齢者というのは75歳未満の方をいうわけです。この概念に入らない。調査し、交付される機関に確認してください。この表記が間違っています。また、退職して15年間も国民健康保険に支払っていくとなると、社会保険協会は破綻しますよという質疑に対しまして、前期高齢者交付金については、退職者医療の60歳から65歳までの療養給付交付金とは異なり、協会けんぽだけではなく、国民健康保険も拠出しています。けんぽ協会だけで養っているわけではないということは、ご理解いただいていると思います。名称については前期高齢者交付金として交付されますし、対象についても65歳から75歳までの方になりますという答弁でございました。

15ページの積立基金繰入金ですが、前年度6,022万3,000円、本年度が640万3,000円で、5,382万円の減額となっていますが、このような形で国保会計が賄えるということですか。前年度の質疑に対しまして、前年度に比べて5,382万円の減額となっていますが、これについては、医療費の関係と歳出ベースの予算を組み、歳入である国庫支出金や交付金を差引き、残り歳入歳出を見て、不足部分を基金から繰り入れて、予算調整をしている状態で

す。昨年度、予算編成した際には、6,000万円ほどの予算が不足していたということで、基金から繰り入れています。本年度の予算編成においては、歳入歳出の予算を調整した結果、640万3,000円の基金の繰入れて、予算の作成ができたという状況でございます。

次に、国保会計においては健全化に向かっていると理解してよろしいですかという質疑の中で、一般会計から繰入等につきましては、法定分のみで赤字補てん的な繰入はありません。また、基金の積立につきましても、条例等で決まっている額をクリアしており、ほぼ安定していると考えておりますという答弁でございました。

それに関連して、保険料の徴収率について、どのように推移しているのですかという質疑に対しまして、収納率については、この1月から職員が1人減っている状態ですが、率の向上に向けやっているとところです。戸別訪問、個別相談等により、少しでも保険料の収納を上げる努力はしていますという答弁でございました。

30ページ、保健事業費の特定健康審査等事業の委託料として1,799万円計上していますが、どれほどの効果が見込まれるのですか。何名の方が受診されるのですかという質疑に対しまして、今年度においては基本項目のみを受診される方と、医師の判断により詳細項目を受診される方を合わせて1,726名分を計上しています。効果については、多くの方に健診を受けていただき、病気の早期発見、早期治療、それにより重症化を防ぐといったことが見込まれています。特に生活習慣病などの予防、早期治療が見込まれますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、質疑、討論ともになく、採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第28号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第29号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の審査に入り、質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された、13案件についての審査の結果と経過報告を終わります。

なお、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算の当委員会関係部分の審査において、海山グラウンド整備事業5,000万円の予算を執行停止することの附帯意見を付けさせていただきましたので、この後、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算に対する附帯決

議を教育民生常任委員会から提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で、報告を終わります。長らくご苦労さんでございました。ご静聴ありがとうございました。

#### 北村博司議長

以上で、入江康仁教育民生常任委員長の報告を終わります。

#### 北村博司議長

次に、樋口泰生産業建設常任委員長の報告をお願いいたします。

#### 樋口泰生産業建設常任委員長

委員長報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

平成25年3月議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る3月12日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員6名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、農林水産課、商工観光課、建設課、生涯学習課の各課長、それに水道課の課長補佐、そして職員の皆さんの出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第10号から31号までの11件、及び請願1件、合計12件の審査であり、農林水産課所管分、商工観光課所管分、建設課所管分、水道課所管分、生涯学習課所管分の順で審査を行いました。

それでは、議案順に経過と結果について報告申し上げます。

まずは、議案第10号 紀北町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の審査結果を報告します。

課長から追加説明はなく、質疑に移り質疑はなく、討論に移り反対・賛成討論はなく、採決を行いました。全員賛成、よって議案第10号は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例の審査について、報告いたします。課長から追加説明はなく、質疑に入りました。委員から、公営住宅の運営について、地方分権の一環として、地域の実情に即した運用を行うよう法改正がなされましたが、その趣旨に沿って国の基準どおりか、紀北町の特性、地域の実情に即したものなのか、どちらになっていますかとの質疑に対し、これまでも公営住宅法に沿って運営しており、町独自の

規定を特別に定めたということはありませんとの答弁があり、国の基準どおりということですが、何か支障を来すようなことは、特にないということでしょうかとの質疑に対し、今までやってきたことを条例化したもので、支障を来すというようなことはないと考えていますとの答弁でした。

討論に移り反対・賛成討論なく、採決を行いました。結果、全員賛成。よって議案第11号は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第13号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例の審査結果を報告いたします。課長から追加説明はなく、質疑に入り、委員から、提案理由の中の赤羽公園のテニスコート等の使用料と同様に、の下りですが、赤羽公園と同様にするという意味なのか、今までなぜ同様にしていなかったのか。今回改めるとどのように変わるかとの質疑に対して、今回の条例改正は赤羽公園と同様の施設であります海山グラウンドと、4月から供用を開始する予定の東長島スポーツ公園の使用料を一本化するために、条例の改正を上程いたしました。また、本町ではスポーツ交流として、スポーツ大会や合宿を誘致するのに、各施設の使用料金がバラバラなので、一本化する必要があるため、条例改正の議案を上程しましたとの答弁でした。

続いて、中学生以下の場合、料金が倍になったということですが、今まで2時間で100円だったのが、今度は1時間で100円となって、倍になっています。そのあたりも考慮して改正ということですか。とにかく今までより中学生以下のほうが倍になったということで解釈してよろしいですかとの質疑に対して、そのとおりですとの答弁でした。

維持管理のことは、全然考慮しないで、使用料を算定しているのか。町財政が圧迫されるのではとの質疑に対し、使用料を一本化することで、スポーツ合宿等の誘致をする際に、使用料をわかりやすく明記するためとの提案との答弁に対して、合宿誘致を考慮してということであれば、ほかの市町の使用料も調査する必要があるのではとの質疑に、近隣の2市について使用料の確認をし提案していますとの答弁でした。

また、赤羽公園には管理人もいるわけで経費がかかり、町の負担が増えるということになりますが、いかがお考えかに対して、スポーツ合宿等の誘致で、交流人口が増えることにより、町内の宿泊施設にお客様が泊まることで、トータル的に町の活性化につながると考えますとの答弁でした。

収支で町の負担額はどれぐらいになりますかとの質疑に対して、赤羽公園管理事業で歳出が521万1,000円で、歳入が7万8,000円ですとの答弁でした。

利用者がいないのに、ナイター照明だけがついていることがあります。時間管理をどうしていますかとの質疑に対して、これについては1時間単位で、コインを入れ、時間がきたら自動的に消灯することになりますとの答弁でした。

町内の照明施設のあるところは、テニスコート、野球場、すべてそのようになっているかとの質疑に対して、赤羽公園を含めて、そのようになっていると思いますとの答弁でした。コインを使用すれば照明がついて、時間がくれば自動的に消灯するという管理方法はよいが、生涯学習課が管理している町内のすべての照明施設が、そうなっていることを把握しているかとの質疑に対して、赤羽公園の野球場も含めて、すべてそのようになっていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論に移り、委員から生涯学習課として施設を管理していく上で、費用対効果の面だけでは図れないと思います。これを収支だけで判断すれば、大変高額な使用料金につながってしまう。健康づくりのための施設であれば、お金では買えないような効果があると思います。一番低額なところに、全部統一したことは適切な判断だと思われるので、賛成いたしますとの討論があり、討論を終了し、採決を行いました。結果、全員賛成。よって議案第13号は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第17号 紀北町道の路線認定についての審査及び結果についての報告をいたします。課長から追加説明はなく、道路法第8条第2項の朗読を求め、同法の読み上げを以下のとおり行いました。

市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないとございますとの答弁がありました。

質疑に移り、質疑はなく、討論に移り、反対・賛成討論はなく、採決を行いました。結果、全員賛成。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第18号 紀北町道の路線変更についての審査の報告をいたします。課長から追加説明はなく、道路法第10条第3項の一読があり、質疑に入りました。

委員から路線を変更する件についてですが、工事が終わっていないのに、先に路線を変更するのか。また進捗状況や工事はどのように進めているのかとの質疑に対し、県道長島港古里線については、バイパスということで、現道の上に計画されています。平成13年5月1日付けで、三重県県土整備部長から通知があり、今後、原則として現道区間に市町村

道の認定を受けた後に、県道の工事に着工し、終了後、舗装面等の補修を行ってから、町に引き渡し廃線をするということになっていきますとの答弁でした。

相手から問い合わせがあり、こちらが承諾してから進めていくのかとの質疑に対し、長島港古里線については、平成30年3月が完成予定ですが、それまでは県道と町道の併用道路となります。県道のほうが上位路線であるため、県が維持管理を行い、完成した後、現道の整備をしていただき、引き渡しという形をとり、供用開始の手続きをするとの答弁でした。

質疑を終了し、討論に移り、反対・賛成討論なく、採決を行いました。結果、全員賛成。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第20号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議についての審査の報告をいたします。

課長から追加説明はなく、質疑に入りました。委員から東紀州農業共済事務所が、海山支所へ移動となるが、町民はあまり知っている人がいない。周知方法はどのようなのかの質疑に対し、周知の方法は東紀州農業共済での広報及びZTV文字放送での周知を検討していきたいとの答弁でした。

また、事務所の位置は海山支所のどこへ移動するのか。職員の身分はどのようなものか。人数は何人かの質疑に対し、事務所移転の予定地は、海山支所の別館2階、旧企画課の場所で、職員については現在の東紀州農業共済事務組合の職員2名です。身分は農業共済の職員ですとの答弁でした。

質疑を終了し、討論に移り、反対・賛成討論なく採決に移り、結果、全員賛成。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の審査について報告いたします。

まずは、農林水産課部分について、課長から次のように追加説明がありました。補正予算については、財政課長が説明していますが、補足説明をさせていただきます。3月補正については、ほとんどが事業の精算です。まずは予算書33ページ、農地費の団体営かんがい排水整備事業694万6,000円については、国の経済対策によるもので、維持管理適正化事業のような排水機場の実施内容です。今年度は山本排水機場の直流電源蓄電池取替え、消音器取替え、屋上防水工事を繰越した後、行うものです。

次に、予算書34ページ、林業費は事業の精算によるもので、予算書35ページの水産業費、1目・水産業総務費も事業の精算によるものです。3目・漁業管理費の漁港管理事業273万円の増については、2月6日津波注意報発表のうちに、確認されました海野漁協のスライドゲート開閉不良による、早急な修繕が必要となったことによるものです。

続きまして、海岸保全施設整備事業7,455万円の増は、国の経済対策による内示額が、三浦漁港海岸の2億500万円、矢口漁港海岸が1億600万円で、事務費と合わせて7,455万円の補正をお願いするものですとの説明がありました。

質疑に入り、海野漁協の件をもう少し詳しく説明を求めるといふ質疑に対して、海野漁協のスライドゲートについては、2月6日の津波注意報が発令され、その後、消防団員が閉鎖はできたのですが、注意報が解除されてから、スライドゲートを開けるときに、開閉機が故障し、ゲートが上がらなくなりました。業者を呼んで点検したところ、老朽化に伴い故障していることが判明し、次期出水時に備え対応する必要があることから、この補正に計上させていただいたところですよとの答弁でした。

次に、中山間地域総合整備事業の300万円の増と、人・農地プラン事業287万5,000円の減額理由はという質疑に対して、農業総務費の中山間地域総合整備事業300万円の増は、国の経済対策による増で、当初5,000万円の事業費で15%の負担金でしたが、その後の経済対策で2,000万円の内示をいただき、2,000万円の15%ということで、300万円の増、繰り越した後に、県のほうで事業を行うということです。

人・農地プランの287万5,000円の減については、当初、新規就農者を3名想定していましたが、そのうち2名の方が独立等の関係で、平成24年度の就業を見送ったということで、1名のみ支援となりました。農地集積のほうの事業については、該当者がなく、予算の減ということになりましたという答弁でした。

再質問で、中山間事業の事業内容、箇所等の説明を求めるといふ質疑に対し、国の経済対策による2,000万円と、25年度事業の900万円を合わせると2,900万円の事業となり、25年度事業で予定しております。ほとんどが用水路、排水路の関係で、十須の頭首工の改修、向井ポンプのパイプ改修、河内パイプラインの延長、原池のポンプ施設の改修に向けての測量を予定しているという答弁でした。

また、休耕田が年々増えており、農業の活性化を図らなければならないが、このプランを広報以外にどのように周知したいと考えているかという質疑に対して、昨年9月議会でお認めいただいた後、広報1ページを使用して掲載させていただきました。今年度について

でも、広報への周知は勿論、ZTVでも周知していきたいと考えております。また、農協とも相談の上、新規就農の情報について、周知をしていただけるように考えていますとの答弁でした。

続きまして、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の商工観光課部分の審査について報告いたします。課長から追加説明がありました。

予算書の11ページ、第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第5目・商工使用料、補正額として448万7,000円です。その内訳としては温泉施設使用料、これは古里温泉の使用料348万6,000円の減、それから紀北町森林公園オートキャンプ場使用料752万1,000円の増、それから体験型イベント交流施設使用料45万2,000円の増です。

次に、予算書の36ページの歳出のうち、温泉施設管理運営事業については、増額なしの財源更正です。紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業については、収入が3,000万円を超えた部分について、その7割を指定管理者に対して報償費として支払いするというので、その部分の補正予算を計上しています。体験型イベント交流施設管理運営事業については、収益が増加したことに伴い、それに支払いする手数料の増加ということです。観光振興推進事業については、精算ということです。最初の観光活性化対策事業については、補助金として観光PR活動対策補助金を20万円の減額ということです。

以上で、説明が終わり、質疑に入り、商工使用料の中の体験型イベント交流施設45万2,000円増額となっていますが、これは見込み以上であったということですが、内容をお聞きしたいと思いますとの質疑に対し、当初予算に計上した手数料については、実績見込みですけれども、入込客数を1,000人程度ということでみていました。24年度の実績見込みが約1,500人程度になる見込みです。それによって収入が増加し、人数によって手数料を支払いますので、その部分を今回増額させていただいたとの答弁でした。

それに対して、1,000人見込みが1,500人ということですが、どういう層の方が増えたのかとの質疑に、今年については四條畷市さんからのスポーツ交流ということで、合宿をいただいたのが2件、1件は剣道、もう1つはラグビー、そのほかにも夏場はかなりたくさんの方に使っていただき、見込みよりも非常にたくさんの方に使っていただいていますとの答弁でした。

特別なPRとか、行ったかどうかに対しては、PRについてはホームページとか、いろいろですが、特に利用者の方の口コミがリピーターを増やしている要因のように思いますとの答弁でした。

ほかの委員から、オートキャンプ場と今の交流施設は、見込みより増加して、温泉施設の使用料が見込みより、大幅に減ったということですが、この原因はとの質疑に対して、この施設については、平成8年からオープンしており、その後、露天風呂がなくなり、老朽化も相まって、入浴される方の数が年々減少しているという状況です。昨年末には、灯油漏れがあり、その1年前にレジオネラ菌の発生もあり、人気に少しずつ陰りが見えてきたということが、これだけの減収ということになっていますとの答弁でした。

今年度の見込みに対して、どれだけの入浴客の減少が予測されますかとの質疑に対して、今年度の入浴者数の見込みが約5万人ということになります。当初では金額の設定ということで、収支が合うような形の設定をさせていただいております。その部分が、今回大幅に減ったということで、過去の入浴者数の数ですが、平成23年度で5万1,743人という実績でしたとの答弁でした。

平成24年度の見込みは何名ですかとの質疑に対し、当初予算では5万8,000人です。実数的には5万236人という見込みを立てていますとの答弁に対して、そういう状況にあるということで、決算が出てきたら、大変な赤字ということになると思いますが、維持していこうと思うと、運営費を安くしていくということも考えないといけない。今、各地の温泉で薪ボイラーというのが見直されています。特にアベノミクスで、円安になって石油製品がどんどん上がり、この地域では灯油を使っているということから、改修時にはそういうボイラーを導入してはいかかとの質疑に対して、そのとおりで経費の削減ということは、これから検討していく大きな課題になるかと思えます。薪ボイラーは研究させていただいた上で、導入可能かどうか。また、経費的にどうかなのかを考えさせていただきたいと思えますとの答弁でした。

続きまして、議案第21号 平成24年度一般会計補正予算（第4号）の建設課部分の審査について、報告いたします。

追加説明はなく質疑に入り、委員から38ページ、町道道路改良事業について、3,220万円減額になっていますが、その理由はとの質疑に対して、3,220万円の減額補正については、町道二ノ場5号線道路整備事業ほか14事業がありますけれども、工事請負費において、当初1億1,450万円を計上しておりましたが、現地精査、入札差金等による精算額が8,230万円に確定しましたので、差引3,220万円の減額をするものですとの答弁がありました。

続いて、事業を計画していて、できなかったということではなくて、入札の差金なのか、私が言った前者の部分はなかったのかとの質疑に対して、このうち町道鷺下5号線、町道

鷺下10号線の事業については、合計740万円になりましたが、この2つについては、現在、道路境界が確定していないため、事業が実施できませんでした。今年度末に登録が完了する予定ですとの答弁でした。

続いて、高速道路関連事業に50万円が事業負担金としてありますが、どのような事業ですかとの質問に対して、高速関連の50万円の増額は、高速道路が紀勢大内山インターチェンジから紀伊長島インターチェンジまで延伸されるということで、開通のプレイベントを役場と本線で開通することになっており、負担割合については、紀勢自動車道三重県期成同盟会が90万円、大紀町が50万円、紀北町が50万円の合計190万円で事業を展開していきたいと考えていますとの答弁でした。

議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算(第4号)、水道課部分について、審査の報告をいたします。課長補佐から追加説明はなく、質疑に移り、委員からの質疑はなく、水道課部分についての審査を終了後、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算(第4号)、当委員会部分について、討論を行い、反対・賛成討論なく、採決を行いました。結果、全員賛成、議案第21号は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第25号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)について、審査いたしました。

課長補佐から追加説明はなく、質疑に移り、質疑はなく、討論に移り、反対・賛成討論はなく、採決を行いました。結果、全員賛成。よって、本件は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算、農林水産課部分についての審査報告をいたします。

課長から追加説明はなく、質疑に移り、委員から雑入の適正化事業交付金540万円が計上してありますが、どういう交付金なのかとの質疑に対し、土地改良施設維持管理適正化事業交付金540万円については、農業用施設の整備補修を行う場合、事業費の30%を5年間で拠出して、事業実施年度に国30%、県30%、拠出金30%、町10%により、事業を実施するもので、平成25年度の事業に土地改良施設の整備補修を行うというものです。今年度の予定は、出垣内排水機場補修工事ですとの答弁で、5年間拠出して事業のときに、交付をされているということで、どういうメリットがあるかとの再質問があり、事業費の30%を拠出して、その事業実施年度に10%の町の負担、合わせて40%負担すれば、残りの60%を国費、県費で措置していただけるというメリットがあります。その30%についても、一

度に支払うということではなく、5年間の分割の拠出というメリットがありますとの答弁でした。

有害鳥獣駆除事業の大規模柵の設置費用は、この予算に入っているのかの質疑に対して、大規模柵の予算は、町の予算ではなく、有害鳥獣対策協議会を組織し、国から直接交付をいただき、協議会から材料を支給しています。参考に、平成24年度の設置規模としては、合計21地区へ支給しており、実施延長としては約5万m設置していますとの答弁でした。

再質問で、大規模柵は地区からの要望はありますか。また、獣害駆除の報償費の単価は、前年と変わりはないかとの答弁では、大規模柵については、設置の要件があり、受益者戸数が3戸以上、耕作面積1haで規模の小さいところの要望は、要件に合致しないためお応えできないところがあります。獣害駆除単価については、サルが1頭1万8,000円、シカ、イノシシが1頭あたり4,000円となっており、前年度と変わりはありませんとのことでした。

木造住宅新築促進奨励金交付事業、森林再生による野生鳥獣生息環境創出事業について、詳しい内容の説明を求む質疑に対し、木造住宅新築促進奨励金交付事業については、平成25年1月1日までに新築された方が対象となり、平成25年1月2日以降に新築された方については、地域産材利用促進事業に移します。木造住宅新築促進奨励金交付事業については、町内の製材加工業者から出荷された構造材を60%使用した、50平方メートル以上の木造住宅について、固定資産税相当額15万円を上限に、3年間交付するものです。また、森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業については、荒廃した森林において、受光伐、更新伐等を行い、森林整備を図ることにより、野生鳥獣の生息環境を整え、集落や農地に野生鳥獣がおおりにこないように環境を整える事業です。具体的には、三戸の二又木三戸川を挟んで左岸側の町有林約9ha、民有林約11ha、計20haの更新伐を予定しています。当該の森林は雑木林になっていますので、すべて伐採するのではなく、部分的に伐採し、更新伐を行うことにより、下草を生やし野生生物の生息環境を創出するという事業ですとの答弁でした。

続いて、再質問があり、森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業は、鳥獣被害防止策の一環として行うようですが、森林内で餌を賄えば、人家に被害を及ぼさないと思うが、その影響を考慮して、予算計上したのか。それとも、天然林と人口林が仕分けしやすいため、この地域に決め予算計上したのかとの質問に対して、この事業によって野生鳥獣が山に留まれるかといえ、不完全な面もあると思います。人里に近い山林で、この事業を実

施した場合、そこに野生鳥獣を集めてしまうリスクもあります。今年度は初年度の事業であり、人里はなれた森林でやってみて、その効果を見ていきたいと考えております。この場所の選定については、森林組合と相談させていただき、場所の選定を行いましたとの答弁でした。

農業総合企画整備事業は、毎年あるのかとの質疑に対して、農政総合企画事業の中身は農業の振興と総合企画の活動及び運営という目的で経営しています。その中で、大きなものとしては東紀州農業共済事務組合負担金1,029万8,000円ですとの答弁でした。

再質問で、予算の交付があるということは、何かしらの指導等があるのか。また、企画するメンバーの中に、役場職員が入っているのかとの再質問に、そういった質問に対して、農政総合企画事業の事業名については、企画というよりは、農政を総合的に運営するもので、同様に林業費には林政総合企画事業、水産業費には水産総合企画事業があり、具体的な企画や計画ではなく、全般的な農政を運営していくという予算です。現在の農政係は企画運営しておりますとの答弁があり、続けて委員から、この地方の土地柄や事情も把握した中での計画ということで理解してよろしいかとの質問に対して、農政総合企画整備事業の中で、職員が農業行政について考え、今後の紀北町の農業に反映していこうとする手段として、農地制度円滑化事業の農地利用状況等調査がございますとの答弁でした。

また、次の委員から、緊急雇用創出事業、地産地消ネットワーク事業の内容は、また、林業作業員賃金の雇用形態や人数はどの質疑に対して、農業費の中の緊急雇用創出事業、地産地消ネットワーク事業については、国の緊急雇用創出事業の一環として、嘱託職員を1名雇用し、生産者を訪問して、現状の把握、情報収集をし、知り得た情報を整理して、情報発信することで生産者の支援をしていこうという事業です。雇用期間は1年です。林業作業員については、現在のところは、基本的には1年間の雇用で、6名採用していますが、1年間とはいえ継続して雇用していますとの答弁でした。

また、次の委員から、人・農地プラン事業ですが、新規就業者支援に375万円、農地集積支援補助金に60万円ですが、これはどのような事業ですかとの質問に対し、この事業は新規就業者支援ということで、現在想定していますが、1名であり、平成24年度からの継続で補助金が150万円です。あと2名分は夫婦を想定しており、1名が150万、2人目は半額ということで75万、合計225万で、農地集積については経営転換協力金50万円、分散錯圃解消協力金10万円で、合計435万円、あと事務費で15万円を計上していますとの答弁でした。また、農地集積支援補助金は大規模農家に農地を提供する事業だと思いますが、見

通しはありますかの質問に対し、経営転換協力金については、交付金として30万円を想定しており、貸付面積に応じての交付ですが、人・農地プランに位置づけられる中心経営体への農地集積に協力していただける方ということになります。もう1つの分散錯圃解消金も同事業に位置づけられた中心経営体は、農地が飛び地になっているところを、連担化しようとする場合に、連担化に協力していただける方に対しての交付となります。残念ながら、平成24年度には対象となる方がいなかったため、平成25年度においては生産者等と話し合いをしながら、事業を実施していきたいと考えていますとの答弁でした。

また、町が事業に関してどの程度、仲介を行っているのかとの質疑に対し、確かに農地を探しているなどの問い合わせに関しては、事情を聞いた上で、地区の農業委員会の委員に情報提供し、相談させていただいて、農地の紹介をしていただいております。具体的には便ノ山のカボチャ農家、同じく便ノ山の水稲が、その例ですとの答弁でした。

続いて、委員から水産多面的機能発揮対策事業ですが、具体的にはどのような事業ですかとの質疑に対して、この事業は平成25年度からの国の新規事業であり、水産業、漁村が種々の多面的機能を発揮していくための事業です。それで、漁師の高齢化等により水産の多面的機能の発揮に支援をきたしているため、この多面的な機能の発揮に対して活動する活動組織に対して支援する事業です。この事業によく似た事業として、平成24年度までは環境生態系保全活動支援対策事業がありました。町内では三野瀬地区の活動組織と、島勝地区の活動組織が、ガンガゼ等の駆除を行っていました。環境生態系の保全のなかで支援をしてきましたが、今回の事業は国土の保全や漁村の歴史の伝承ですとか、多面的機能を持った活動組織に対して支援する事業ですとの答弁でした。

次に委員から、平成24年度と平成25年度の農業費、林業費、水産業費の比較結果はどうかとの質疑に対して、農林水産業費、前年度予算額5億2,551万5,000円、本年度予算額7億20万6,000円で、1億7,469万2,000円となり、33%の増です。大きな要因としては三浦、矢口の堤防の事業費の増によるものですとの答弁でした。

再質問において、長期的な予算を組まないと、今年度のような三浦、矢口の事業が終わると、年々予算が減っていく。新規事業などは先を見て、増やしていかなければならないと思うがとの質問に対して、町にとって有利な補助事業を考えていかなければいけないところもありますが、地域の方々のニーズに沿った事業についても、積極的に検討していきたいと考えていますとの答弁の後、町の林業従事者に若い人材を雇用して、継続していかなければいけない。月給制も考えて、できる限り長期に雇用できるように昨年もお願いし

たが、町長とどういうふうに協議し、結果どうであったかを教えていただきたいとの質疑に対して、町有林管理については、今後、森林管理に精通している職員の雇用を継続して、職員を育成していかなければならないということは、認識しており、議会の意見も踏まえ、町長にも相談しています。人員配置に関しましては、これからのことになりますが、農林水産課としても町有林管理に必要な人材、管理人的な立場、作業員的な立場、そういった内容も含めて、町長に進言していきたいと考えております。

また委員から、我々としては農林水産課長に任せているので、よろしくをお願いします。これらの解答に関しては一方通行ではなく、何らかの形で報告していただきたいとの委員からの強い要望で、質疑を終了いたしました。

議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算、商工観光課部分の審査について、報告いたします。

課長から追加説明はありませんでした。質疑に入り、委員から温泉施設管理の2,847万4,000円、これは古里ですね。歳入ではこれより見込みは少なかったのですが、歳出のほうは100万ぐらい多いのはどうやって補てんするのですか、加えて古里温泉の合併以来の経営状況資料をいただきたいとの質疑に対して、資料配布後、答弁では古里温泉の収支決算状況ということですが、平成24年度の補正予算で計上した分については、歳入2,288万7,000円、歳出については2,852万4,000円ということで、563万7,000円のマイナスということになります。今年度、9月補正予算で認めていただきました給湯配管の布設替え工事、温水メーターの取替え、昨年起きました灯油流出事故に対する土砂の撤去、処理費を含めて、261万3,000円については、別件ということにさせていただき、これを含めた場合、820万円ほどのマイナスということになります。

それから、平成25年度の部分については、特別に修繕とかはありません。収入としては使用料と雑入の中に、アイスクリーム、自販機の販売手数料があります。それらを含めて収入として2,183万9,000円です。それに対する歳出のほうは2,847万4,000円、その差引が663万5,000円のマイナスということになりまして、これについては一般財源で補てんさせていただくということで、予算計上しているところですのでの答弁を受けて、比較表を見ても合併当初はかなり収入も多く、黒字できておりますが、平成23年から続けて平成25年も、663万の赤字を見込むということは、将来赤字を覚悟にやっていかなければならないということになるのか。また、それに反して、ある程度の修理とか、補修をすれば改修の余地があり、うまく管理運営をしたら、また、黒字に戻るといような予測というか把握をし

ていますかとの質疑に対し、温泉施設全体を見回してみますと、やはり経年劣化をすると、どうしても入浴客が減ってくるのが、よその事例でもあると聞いています。ある程度、改修を何年かに1回は必要というふうに思っています。今後、回復をさせようと思うと、やはり改修が必要になってくると思います。古里区の方も、今回、3月で人員の入れ替えをしていただき、新たに対応を良くするというような努力もしていただいているところで、それによって若干の回復はあると思いますが、収益を完全に黒字にもっていくというのは難しいのが現状だと思います。

したがいまして、歳出の部分についても、経費の削減に向けて、何か検討していくことと合わせて魅力ある施設への改修ということを考えていかなければならないと思っていますとの答弁でした。

また変わりました、銚子川の水を購入するという事業は、購入するだけなのか。購入して販売するのかという質疑に対して、物産振興事業の中で、予算化をしています。額については84万円ということで、この水については観光のPRと合わせて、地元で販売をしていただきたいというふうに思っています。特に道の駅、キャンプinn海山、種まき権兵衛の里で、銚子川に来られた方々に、銚子川の水ということで販売をしていきたい。ほかに、もし売っていただけたところがあれば、そこにもお願いをしたいという答弁でした。

続けて、商工観光としては、銚子川の水を売るスタイルだと思うが、売るのに、どういうふうにしたらいいのかという、次の手を考えていかないといけない。ネーミングの問題とか、それから水道水で本当にいいのかどうか。地元の人が銚子川の飲み水で一番おいしいのは、地元の人いわく魚飛びの不動明王を祀ってるあるところの水であると言っております。水道の水というイメージよりは、溪流から流れ出た自然水をとというイメージのほうが、味が良くて、水質が良ければ期待できるのではないかといった意見を伺っていますので、是非、参考または一考を加えていただきたいと思うのですが、いかがですかという質疑に対して、今回、販売・製作しますペットボトルの水は、原水の井戸からとったものを、タンクローリーに詰めて、ボトリングして、熱処理殺菌をするということで、5年間保存できる水をつくるということです。原水のところからとるよりは、銚子川の上流の水であることが、もし可能であれば、それも一考かと思いますが、現状としてはタンクローリーに汲む設備がどうしても必要ということもあり、将来的な検討材料かと思っています。当面、急ぎの事業として、こういうふうにさせていただきますとの答弁でした。

続いて、熊野古道のシャトルバスの事業、事業負担金148万1,000円、紀北町だけでやっ

ている事業ではないと思うのですが、その負担割合と、24年度と新年度の予算の変った部分はあるのかどうかとの質疑に対して、紀北町は288万6,000円で、この負担金については、基本的には県と熊野市、尾鷲市が、それぞれ負担しております。県が2分の1の負担をして、あと各市町が、各峠を利用していますので、その利用実績に応じて、それぞれ負担をしているところです。尾鷲市が215万8,000円、熊野市が155万6,000円、トータルで市町の負担が660万円、県の負担が660万円ということです。それから、変った部分はありませんとの答弁でした。

以上で、質疑を終了しました。

続いて、議案第26号 紀北町一般会計予算、建設課部分についての審査報告をいたします。課長から追加説明はなく、質疑に移り、委員から道路関係団体負担金について、三重県南北縦貫道路建設促進期成同盟会の会費が2万円となっていますが、現在の活動状況と今後の見通しを教えてください。また、国道松阪多気バイパス、国道260号合わせた3点の状況を教えてくださいとの質疑に対して、三重県南北縦貫道路建設促進期成同盟というのは、422号のことで、これについては総会や要望活動等を行っています。今まで422号バイパス線を早期にと要望してきました。それが今年に完成することになりましたので、今後は422号の狭あい部分の拡幅や最終的には、宮川までの通り抜けができるようにと要望を行っております。

また、今年と来年については、赤羽の十須地区において、拡幅工事を行う予定となっております。松阪多気バイパスが42号に接続しているということで、23号から42号まで出てくるバイパスのことで、用地の問題が2箇所余り、工事が難航している箇所がありますが、今後、推進していくと聞いております。

国道260号については、伊勢から紀北町に続く観光面において、重要な道路として整備が進められており、紀北町については拡幅工事がすべて完了しており、南伊勢町には3箇所、狭あい部分が残っています。それについても山側に道路ができつつあり、これが完成すれば伊勢神宮や鳥羽方面から260号を通して来ていただけるということで、観光にも役立つのではないかと考えておりますとの答弁でした。

答弁に対して、国道260号は紀北町にとっては、大変重要な路線です。国会議員の方も言われていますように、高速道路が完成し、マンボウへの来客が減少することが考えられ、その補充のためには遷宮の影響や熊野古道を合わせて、伊勢方面からの誘客を考えていかないと、この地域は発展しないということは、260号に関する負担金は8万円と、他の団

体と比べて倍以上あり、それだけ期待されていると思うが、その期待に沿うように、伊勢、南伊勢、鳥羽からこの道路を通して、紀北町に来てもらうようにPRが必要だと思います。これはここだけで声を上げて叫んでも無駄ですから、できるだけ協力しあい、多くの事業を実施してもらえるように考えなければ、紀北町は素通りの町になってしまいます。そういった方面も建設課として、十分考えて、町長と相談、予算を確保し、道路を整備していかなければならないと思います。課長も同じ考えだと思います。

もう1点、南北縦貫道路については、以前、紀伊長島町時代には、会長ももっていたが、合併により大台町が主体でやってくれているが、今の町長は乗り気でなく、ほかの市町村についても、大きな市と合併した結果、乗り気でなくなっている。しかし、この道路が完成すれば、尾鷲市の人も、熊野市の人も十分この道路を通ります。そうすれば関西へのルートはお金を出して高速を通らなくても、大きく距離が縮むことになりますから、同盟会の活動は勿論、向こうの人の協力も得て進めていかなければいけません。

なんのために赤羽方面を通るルートにしたのかについて、南北縦貫道路は将来、飯南とつながります。そのために紀北町の人も、近隣市町村の人も、南北縦貫道路を通して向こうへいきますという要望でつくってもらった道路です。だから、大事なのです。これを推進していかなければなりません。関西方面からのお客さんも、伊勢方面からのお客さんも、紀北町を通していくような誘客も考えた道路であることから、負担金の8万円は決して高くはありません。視察に行ってもそうですが、課長のやる気がものすごくあるところは、必ず成功している。建設課長でいる間に、この2つだけでも一生懸命取り組んだら、課長の値打ちが上がり、視察にも来てくれる。それぐらい力を入れて取り組んでいただきたい。24年度の予算と今年度の予算の対比について、大きな事業があったので、今年の当初予算は12%落ち込んでいるとの町長の説明でした。落ち込むのは、初めからわかっていること。それを当たり前と捉えてはいけません。国も公共事業には力を入れる。雇用対策も充実させると言っているのに、舗装を少し補修したり、橋を点検したりでは話になりません。雇用対策もきちんとしようとするれば、公共事業しかない、国も言っています。予算を確保して、12%の予算の減額について、当たり前にあると思わず目玉となるものを出さないといけない。事業を見ても早期にやらないといけないものばかり、もっと出してこないといけない。公共事業の業者は何人いると思っていますか。長期にわたって、先を読んだ予算を組むように頑張っていたいただきたいと思いますとの質疑に対して、今後、課の中でも相談しながら、将来を見据えた事業をやっていきたいと思いますとの答弁でした。

続いて、ほか委員から町営住宅の修繕料600万円は、紀北町全体の町営住宅の修繕費ですかとの質疑に対して、この600万円については、紀北町全体の町営住宅の老朽化に伴う修繕料ですとの答弁があり、それに対して町営住宅は全般的に古くなってきています。古い住宅を新しくすれば人も定住し、若い世帯や子どものいる世帯も増えていると思いますので、古い住宅を空き家にするばかりではなく、建て替えて定住してもらう、転出より転入を増やすような前向きな施策を行っていただくような計画はありませんか。前の町長は住宅の建設にも前向きな答弁をしていましたが、今の町長からはそのような素振りも見えませんが、課長はどうですか。町長といろいろ相談していることと思いますが、そのような考えはありませんか、お答え願いますとの質疑に対して、ニーズを把握して、建てる位置、どのような建物が必要かといったことを十分考えた上で、行っていかなければいけないと思います。また、今の古くなった住宅をすべて一度に建て替えるわけにもいきませんので、計画性をもって進めていかなければならないと思いますとの答弁でした。

再質問で、委員から、段々人口が減り、雇用するところはなくなり、住宅も同じで古ければ魅力がないから入りません。新しければ必ず入ります。応募は必ず増えます。今、津波の心配がないところであれば、特に入ります。そういったことを、既に考えていなければなりません。それを実行するかどうかは、町長の決断ですが、そこを何とか真剣に考えていただきたい、これは住民の意見です。町長に対してでも、堂々と述べていただかないと、後は町長の判断になりますが、私たちが質問しても、いつも同じ答弁をもらってばかりでは、住民の紀北町に対する魅力もなくなり、お金を使えというわけではありません。第一は、住民がいることによって、交付税も増えるのですから、そのようなことも踏まえて、是非もう一度、住宅の建て替えや、場所等について課内や町長と相談して、良い方へ向かっていただきたいと思いますので、課長の所見をお願いしますとの質疑に対し、積極的に考えていかなければならない大事なことだとは思っていますとの答弁でした。

続いて、公園管理事業の中のみどりの愛護のつどいの費用が500万円ありますが、負担金でしょうか。この会場は都市公園内ですが、この事業は緑化事業ではありませんか。そうなるこの科目はおかしくないですか、林業費に入れるなどしたほうが良いのではないのでしょうかとの質疑に対して、みどりの愛護のつどいについては、熊野灘臨海公園内で開催されるということで、県の公園であり、そこを担当しているのは建設課です。今までも前回は秋田県で開催されましたが、建設課が出ていましたとの答弁でした。

当日の行事の担当は建設課で、采配を振るって行うのですかとの質疑に対して、みどりの

愛護のつどいについては、実行委員会を形成しており、メンバーは国土交通省、三重県、紀北町です。その中で、町長が理事になっており、建設課長と総務課長が幹事等になっておりますというのも、当日になれば相当量の職員の動員が見込まれますので、そこは総務課長に入っていて、指揮は総務課でやっていただくということですのでとの答弁でした。

次の委員から、みどりの愛護事業負担金500万円ということですが、町単独の予算であると思います。事業内容を教えてくださいという質疑に対して、これはみどりの愛護のつどいの実行委員会の負担金であり、全体の予算は4,000万円です。内訳としては、三重県が2,900万円、紀北町が500万円、緑化関係の団体等の負担金が600万円、合わせて4,000万円です。この実行委員会の経費の内訳は、式典運営費が3,200万円余り、駐車場等もたくさん必要で、大きな駐車場からのバスの輸送費が300万円、記録製本に300万円となりますとの答弁に対して、町単で500万円を出すということですから、費用対効果についての考えを聞かせてくださいとの質疑に対して、500万円は一般財源で、このみどりの愛護のつどいについては、毎年、皇太子殿下がいらっしゃっておられるということで、テレビ・新聞等に取り上げられることと思います。紀北町も合併して、間もない町ですので、その名前をどんどん全国的にPRできる、いい機会だと思います。また、会場では小規模ですが、物産展も考えておりますので、紀北町の名産もPR可能であると思いますとの答弁でした。

以上で、建設課部分の審査を終了いたしました。

#### 北村博司議長

樋口君、ちょっと待って。ここで中断してもいいですか。2時間超えておるでね。

続けますかね。

じゃあ、続けてください。

#### 樋口泰生産業建設常任委員長

あと6ページです。あと20分かからないと思います。

#### 北村博司議長

続けてください。

#### 樋口泰生産業建設常任委員長

議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算、水道課部分についての審査報告をいたします。

課長補佐から追加説明はなく、質疑に入り、委員から損害賠償請求にかかる訴訟費用は7月11日に判断が下るということですが、その後どうするかは判断によって考慮するとい

う話を伺い、考慮するという事は、仮に町側が不利な条件であったら控訴するという事と考えるとよろしいのですかとこの質疑に対して、町にとって不利な判決が出た場合は、議員の皆様に説明をさせていただき、その上で、控訴する場合は議会の議決が必要になりますので、ご理解いただき控訴する形になると思いますとの答弁でした。

控訴するに先立って、我々議員も相談を受けることに対しては、弁護士から今までの状態や中身を一応把握できるようにしてもらわないといけないと思いますが、そういったことを理事者は考えているのかをお聞きしたいと思いますとの質疑に対して、町長とは判断が出た当日に、どうするのかを相談しています。おそらく近日中に、全員協議会を開くことに、判決後、全員協議会を開く形になると思いますが、弁護士も同行しまして、判決内容についての説明をまずいただき、それから臨時議会をお願いして、控訴するのであれば、そういうふうな形になると思いますとの答弁でした。

水道課部分の審査を終わり、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算、当委員会部分についての討論に入り、反対・賛成討論なく、採決を行いました。結果、全員賛成、よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第30号 平成25年度紀北町水道事業会計予算についての報告をいたします。

課長補佐からの追加説明はなく、質疑に入り、委員から簡易水道改良事業費の中で、建設改良に要する経費として8,651万円が計上されていますが、内容としては7件で漏水が多いという説明があったわけですが、その漏水の状況をもっと詳しく聞かせてくださいとの質疑に対して、漏水は非常に年々増えてきており、通常の修繕工事では追いつかないような状況になってきていると感じています。水道管については、大体、法定耐用年数40年ぐらいの管がほとんどを占めております。高度成長期に一気に整備した水道管が、今になって一斉に悪くなってきているというのが、今の状況です。水道の漏水状況を示す数値としては、有収率というのがあります。少しデータとしては古いのですか、平成22年の当町の有収率は65.1%、4割とまではいきませんが、それに近いぐらいのものが漏水している状況です。類似事業体の平均が89.6%なので、それに比べてかなり海山区、紀伊長島区ともに悪い状況であるということで、今後、抜本的な水道の布設替工事を実施していかないと駄目な状況にあると認識していますとの答弁でした。

町としては、この課題について計画をもって対応にあたっていくことになるのかどうか、その計画をもっているかどうかをお聞きしたいとの質疑に対して、平成24年3月に水道ビジョンを作成し、紀北町の水道のあるべき将来像という形でまとめました。そして、それ

を具体的に実施していくための整備計画として、水道事業基本計画を合わせて24年に作成しました。その中で、いろいろな課題を抽出し、どのエリアを中心に整備していくのかという全体像をつかんだ状況です。24年度は管路の整備をさらにどのように進めていくのかという整備計画を作成しています。具体的に水道管は全体的に悪いわけですが、大きな予算も必要になりますので、絞り込みながら優先順位を決めて、計画的に整備していくということで、ようやく計画も整備されてきたと感じておりますとの答弁でした。

変わって、ペットボトルですが2万2,000本をつくって、184万8,000円の収益をみるということは、一本あたり84円です。実際は幾らぐらいで、一般のところにも販売するのですか。特殊なところだけか、一般の人にも、また仮に売り切れた場合は追加する予定があるのか、製造原価は69円かかるようになっているが、69円かかって84円の収益をみていますが、将来、売り切れた場合には、先ほど言ったように増加するのか。一般の方にはどれぐらいの単価で売ることかをお答えくださいとの質疑に対して、ペットボトルの製造販売事業ですが、紀北町のおいしい水をPRしていくというふうな部分と、水道水源の保全という部分の啓発をやっていこうというのが、水道課としての大きな願いでもあります。とりあえず25年度としましては、2万4,000本程度製造するという形でスタートし、その反響によっては製造本数を増やしていくということになると思いますとの答弁でした。

ペットボトルの原価の内訳を教えてくださいとの質疑に対して、水については便ノ山取水井から直接原水を汲み上げるということで、水の費用は幾らとかということではなく、ペットボトル2万4,000本の製造に要する費用として、包装費、容器、キャップ、ダンボール代、充填加工賃及び管理費、約10立米の採水運賃、納入運賃、ラベルの制作費、ラベルの初回製版代、ダンボール初回製版代となっていますとの答弁でした。

次に、水道課には技術員はいると聞いていますが、実質的な技術員というのは、いないように思います。建設課ばかりをあてにしないで、自分のところで技術員の雇用を進めていくというようなことで、予算の進行状況も早くなると思いますが、町長と相談して、十分今後の予算に反映していくようにしていただきたいと思うのですが、いかがですかとの質問に対して、現在、水道課には技士はおりませんので、工事の監督等については建設課のほうにお願いして実施しているような状況です。水道工事を抜本的に整備していかなければ駄目だということでは、技術的な能力を高めるような研修とか、また、そういった人員の確保といったところをやっていかなければならないと認識していますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対、賛成討論なく、採決を行いました。結果、全員賛成。よって、議案第30号 平成25年度紀北町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第31号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての審査報告を行います。

課長からの追加説明はなく、質疑に移り、質疑はなく、討論に入り、反対討論・賛成討論はなく、採決を行いました。結果、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

あと1つですね。請願第1号 沖防波堤設置を求める請願書の審査の報告をいたします。事務局から請願書朗読の後、東貴雄紹介議員の説明がありました。津波が、この地域に押し寄せた場合には、どうしても町民全員が無事に避難することが難しいのではないかと考えられています。津波が起きたら、まず高台へ、より早く、より高くということは、重々承知しています。健康な方であれば、どんな瓦礫でも乗り越えて逃げることも可能ですが、この紀北町には逃げることもさへ困難な町民の方が、高齢者を含めて大勢いるということも、是非とも忘れていただきたくない。避難路の確保と同時に沖のほうに防波堤を設置していただいて、犠牲者のない防災のまちづくりをお願いしたいという趣旨の説明でした。

質疑に入り、委員から提出者の漁業者の名前がありますが、漁業組合として、まとまっていらないのですか。今の説明でも漁業が大切な町であります、漁業組合が抜けているというのは、どのようなことなのかお尋ねしますとの質疑に対して、漁業組合としてまとまっているかという、何とも言えませんが、今回、代表で出されている漁業者の方は、外湾漁協支部の理事の方で、ほかの5名の方も大敷組合の組合長やその他理事が入っており、その方々からの請願となっておりますとの答弁でした。

そのほかの再質問で、そのほかの方は紀伊長島区の自治会長や自主防災会の会長、老人会の会長と役職が載っていますが、この方が漁業者となっていたので、漁業関係がまとまっていらないように受け止めました。本来であれば、請願書、意見書を出すときには、その代表とか、漁業者代表というほうが望ましいのではないかと思いますがいかがですかとの質疑に対して、もちろんそうだと思いますが、ただこの漁業者の方も、ここの地区の代表の方で、外湾になると私もその辺のところは存じませんが、正直なところ、漁業者の方はいろいろな役をされている方なので、その辺でご理解いただければと思いますとの答弁でした。

続けて質問があり、やはり総理大臣や国土交通大臣に出すときに、漁業者というより団体でしたほうが、向こうにも理解が得られやすいと思いますが、あくまでもこのまま提出するのですか、今後、外湾漁協等として改める考えはないのか。私は同じ出すなら、そのほうにしたほうが良いと思いますが、いかがですかを受けて、紹介議員からは、委員が言われることは重々わかりますが、今回はこれで請願書も出していますので、これをお願いしたいと思いますとの答弁がありました。

次の委員から、考えている規模や高さ、延長、位置、その辺はどのような考えですかとの質疑に対して、今、漁業組合とさまざまな団体の方とで、いろいろの形で先進技術の視察等をされていますが、ただ規模とか、そういったものは、この地区で調査も何もされていないものですから、まず津波の威力を和らげるような、沖堤防を設置していただきたいということと、この町の各港に合うような調査から実施していただきたいというのが皆さんの考えということです。

漁業者の方や、各会長さんはこういったことは、専門外なので、最後の長島港の地図を見ていただいたら、入口のほうに赤羽川の流れもあります。そういった流れに支障を来さず、この港に合う堤防をお願いしたいということでしたとの答弁でした。

地図のオレンジのところを地元としては考えているのですかとの質疑に対して、この地図は提出者の方が、港の全景を見ていただくのに、付けられたもので、線については参考にはならないと思いますとの答弁がありました。

続けて参考にお聞きしますが、費用は幾らぐらいのものですか。それと、この区域は港湾区域内ですかとの質疑に対して、お話を聞く限りでは、港湾から外ということと、規模とか費用はわからないというのが現状です。ただ、近隣の町村でも始まる場所がありますし、和歌山のほうですと、国土交通省が実験で地震がくるとパイプが浮上し、出てくるようなものの着工もされています。各港によって合う、合わない、いろいろな形式のものがあると思いますので、その辺も専門家の方に判断いただかないといけないと思いますとの答弁でした。

沖防波堤といわれても、全然イメージがわからないので、まずどういうものなのか。海面よりも上の堤防なのか、下の堤防なのか、どういうものを想定しているのかということと、そういう事例がないか、またどのくらいのスケールになるか、わかりませんが、当然、工事が必要なので、漁業への影響や漁業組合の補償の問題などが、工事に伴ってあると思いますが、その辺はどうですかとの質問に対して、富山大学の奥村先生が沖にひし形のような

な構造物を並べることにより、普段は船が通行できて、津波がきたとき、9分の1まで威力を減らすことに成功したという実験を、NHKのテレビでもやっており、組合の方も視察に行かれたとのこと。これはひし形で波と波の潮力を弱めるというもので、これはあまり水面から出さなくていいようです。和歌山のほうは、普段は船の通行には支障がなく、地震の時に、沖の円柱や防波堤が自動的に浮上するという事業に着工したことも、テレビでやっていましたが、この港にどれが合うのかということ調べていただき、着工につなげていただきたいというふうに言っていました。それと漁業に関しては、難しい部分でお答えしにくい部分がありますとの答弁でした。

変わって、どういうものをつくったらどれぐらいの衝撃が和らぐのかとか、今、実例がなければ、学術性が見地がどういふふうになっているのか。また先ほど、富山大学の話がありましたが、紀北町で雇っています防災の専門家、三重大学の川口准教授の意見を聞かれて検証していますかとの質疑に対して、その辺に関しては存じ上げていませんが、先ほど言ったように、どの規模で、どれというと、現地の調査から入らないと、なかなか答えが出ない部分がありますので、ご理解願います。川口先生の意見についても、確認はしておりませんとの答弁でした。

図面を添付していますが、ここの湾の入口だけを考えているのですか。紀伊長島区というと三浦も道瀬もあるし、紀北町でいえば島勝も引本も矢口等もあります。ここの赤羽川の口だけのことでやろうとしているのですかとの質疑に対して、この提出された方にお聞きをしましたが、もちろん、紀北町全体でやっていただくのが良いのですが、今回、提出されているのは、紀伊長島区の方ばかりですので、もちろん、紀北町全部にさせていただくのがいいと言われていました。今回の請願については、こういう形で提出されたということ聞いています。また、ほかの地区の方と、話をされたかということ、確認がとれておりません。

次に、質問が、この請願は東日本の震災を見て、自分たちの命を守っていかないとけないという意味で出されたのはよくわかります。ハード面で、できるだけ時間稼ぎをしたいということも含めて、小さな津波なら防ぐこともできるだろうとの思いも込められていると思いますが、ハード面では防げないという認識に対して、どのように考えていますかとの質疑に対して、ハードだけではなかなか難しいというのはあります。避難路などの整備が進んでいますが、逃げにくい方もいますので、その辺、ハード面で少しでも時間を稼ぎ、1人でも多くの方を助けたいという思いもあり、こういう請願が出されていると思っ

ていますとの答弁でした。

続けて、質疑で、海山の人にも協力をいただいて、全町的に請願書を出せなかったのかと思いますが、確認がとれていないということなので、紀北町全体ですということ、提出者に外湾の理事の方もいますので、海山区の外湾に所属する組合の方とも、この話をして連携して話を進めていくべきだと思いますので、是非その辺のことも伝えていただきたいと思いますとの質疑で、一応はお伝えさせていただきますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、反対討論はなく、賛成討論は全町的なものではありませんが、モデル的な事業という考え方で、請願に賛成したいと思います。

また、変わって賛成討論では、気がついたものから請願はすべきで、そういった意味では、これは先駆的な請願だと思いますので、これがずっと広がっていけばいいということも含めて、この請願の採択に賛成いたします。

また、次の委員からは、このことは今、大変大事なことだと思います。説明員にも海山のほうにも伝えるということも聞きましたので、それも含めて賛成をしたいと思います。

以上で、討論を終了し、採決を行いました。以下、全員賛成。よって、本案は採択すべきものとして決定いたしました。採択の理由は、全町的な願いでもあり、まずはモデル事業として本請願を採択するといいたしました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました議案、審査の経過と結果報告を終わります。ありがとうございました。

#### 北村博司議長

以上で、各常任委員長からの審査並びに結果の報告を終わります。

---

#### 北村博司議長

ここで、3時18分まで、休憩いたします。

(午後 3時 03分)

---

#### 北村博司議長

休憩前に引き続いて会議を開きます。

(午後 3時 18分)

---

**北村博司議長**

引き続きまして、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件につきまして、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第2号 紀北町小松原住宅条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第3号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第4号 紀北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第5号 紀北町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第6号 紀北町東長島スポーツ公園条例について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第9号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第19号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算(第4号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

**北村博司議長**

次に、教育民生常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第8号 紀北町障害者介護給付審査会の定数等を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第12号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第14号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第15号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第16号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算(第4号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

**北村博司議長**

中津畑議員。

**14番 中津畑正量議員**

委員長にちょっと質疑をいたします。115ページですか、海山グラウンドの整備事業で、付帯決議が出されたということですが、これは課長のほうからの詳細説明がなかったというように話でありましたが、もう全然いろいろ聞いても、全然説明がなかったということなんです、ちょっとそこら辺のことを、ちょっとお聞きします。

**北村博司議長**

入江康仁君。

**入江康仁教育民生常任委員長**

中津畑議員の質問に答えます。担当課のほうからの説明がなかったということでもないんですよ。ある程度のいろんな幅広い意見の中での答弁はされております。しかし、海山グラウンドに関してのいろいろな粒子、粒砂の問題とかね、いろんなトイレの問題等に対してのいろんな詳細なところの説明が、ちょっとできない部分もあったところで、この付帯意見の動議が出されてきて、そのような結果になった次第でございます。

**北村博司議長**

中津畑君。

**14番 中津畑正量議員**

再度お聞きしますが、この海山グラウンドのね、使用、利用状況っていうんですか、過去の利用状況なんかは聞かれなかったのかどうか。というのは、トイレなんかの改修であったといわれるものの、利用状況、結構されて、利用されている方が多いと思うんで、できるだけ早くこの整備はしなくちゃなんらんといい感じはするんですが、そういう意味でトイレなんかも、やっぱりきちっと整備せないかんということで、説明があったんだと思うんですが、そこら辺のことについて、再度ちょっと委員会の中の意見というものを聞かせていただきたいと思います。

**北村博司議長**

入江康仁君。

## 入江康仁教育民生常任委員長

先ほどの中津畑議員の利用状況に関してですね、利用状況に関しての質疑はなかったように思うんですね。ただトイレ等々の質問の中でね、大体どれぐらい、そのトイレをつくるのに、何人ぐらいの利用者が来て、大体そういうですね、トイレなんかをつくる時にはですね、利用する選手、観客を含め1,000人が集まったとしますと、1,000人が何時間滞在するか、例えば8時間滞在するのであれば、小便・大便に何回行くのかを計算する係数がありますと、そこに便所の数また1回で使用する水量、水の量15リットルをかけて最大出る汚水量を算定しますと、そのようなですね、トイレをつくるのについての大体の入り込みの観客とか、そういう質疑はありましたけど、利用に関してはなかったように思います。

先ほどのね、中津畑議員の付帯意見についてのね、問題点はやはりトイレをつくる5,000万円に対しては、ちょっと高すぎるんじゃないかという意見から進みまして、そのトイレに対してのつくるためには、どれぐらい何人槽ぐらいの浄化槽がいるのかということとね、何人槽もちょっと答えられないところがあって、いろいろな意見が集中してきて、付帯意見の動議が出たような進行でした。

## 北村博司議長

委員長、トイレは2,000万円ですよ。5,000万円は。

## 入江康仁教育民生常任委員長

すいません。5,000万円じゃなくて、トイレの2,000万円の予算に変更させていただきます。

## 北村博司議長

よろしいですか。ほかに。

平野倅規議員。

## 16番 平野倅規議員

16番平野。委員長にちょっとお伺いするんですけども、埋め立ての土を建設省のほうからそこへ向いて許可をもらつとるというようなことを、ちょっと先ほどそういうふうに関こえたんですけども、建設省は以前、議長もご存じのように、土を一般の方とか、いろいろなものに対しては、建設省の土では埋め立てをすることとか、いろいろな面は駄目やというふうな話で、当初伺ったわけなんです。

それで、いろいろな面においても、個人的に埋め立てするということは、建設省は町やったら構わん、個人的やったらあかんというふうな分別をつけて、建設省はしとるんかというふうなことも考えられるもんで、その方面で、町から出た話か、建設省の土をあげます

よ、使ってもええですよとか、どこで出た話なんか、それをちよつとしておこな、今の問題もちよつと関わってくることもありますもんで、建設省の土を云々となりますと、あかんのならあかんって、はっきりここで言うてもらったほうが、後々のこといろいろ問題、諸問題も抱かえてますもんで、その点ちよつとはっきりおっしゃっていただきたい。

**北村博司議長**

入江委員長。

**入江康仁教育民生常任委員長**

平野倅規議員の質問に答えさせていただきます。その内容はですね、委員のほうから質疑が出まして、やはり高速道路に関する国交省の残土に対しては、紀北町に捨場がないかというような、いろいろな問い合わせがあったというような答弁でございます、その意見に対してね、答弁がありました。そして、今言われた個人か、公共かということに関しては、国交省としては個人には出せません。公共に関しては、やはり土砂の残土に関しては、ここに関しては協力できて、埋めることができそうです。そういう答弁でした。

**北村博司議長**

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

中津畑議員。

**14番 中津畑正量議員**

1点だけ委員長にお聞きします。30ページの特定検診の診査等の事業費ですが、これについてはですね、人数的にも大体1,700人程度の受診を見込んだ予算になっておりますが、これのいうたら、成果としてはね、どれぐらいあったのか、委員会でもちよつと聞いていただけましたでしょうか。

**北村博司議長**

入江委員長。議案第27号です。

**入江康仁教育民生常任委員長**

27号議案の中でですね、中津畑議員、もう1回質疑やってもらえますか。

**14番 中津畑正量議員**

この特定検診の診査事業ですけれども、65%の受診率だったという報告もありましたけれど、どれぐらいの人数の受診率、率じゃなくって、人が受診されたのか。そこら辺の審査の中身がありませんでしたか。

**入江康仁教育民生常任委員長**

そのような質疑はなかったように思います、はい。ないね。なかったです。はい。

**北村博司議長**

ほかに質疑ございますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 「な し」 と呼ぶ者あり )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

( 「な し」 と呼ぶ者あり )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

以上で、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第10号 紀北町都市計画審議会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

す。

質疑される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第13号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号 紀北町道の路線認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第18号 紀北町道の路線変更についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第20号 東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、産業建設常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算について、産業建設常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第30号 平成25年度紀北町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

瀧本議員。

**5番 瀧本攻議員**

ペットボトルの件でですね、委員長の報告に、契約の相手がなかったんです。なかったらなくて、結構です。その答弁を。

**北村博司議長**

樋口委員長。

**樋口泰生産業建設常任委員長**

瀧本議員にお答えします。今、固有名詞としての業者名の提示はございませんでした。

はい、以上です。

**北村博司議長**

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第31号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第1号 沖防波堤設置を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

太田議員。

**4番 太田哲生議員**

議案第15号に紀北町体育館条例の例が間違っております。これです。

**北村博司議長**

これこれ、議事日程表。

これはそやけど、承認してしまった、議事日程は一番最初に。ちょっとお待ちください。議事日程の朗読は省略しとるけれども、承認を受けとるでしょう。手続き的には。これはどうするん。いやいやちょっとお待ちくださいね。これね、冒頭にね、朗読は省略してありますが、一応、議長から諮とる形ととるもので、いわばこのまま認めとることにな

るんで、これは訂正できるか。

---

**北村博司議長**

ちょっとお待ちください。ちょっと着席のまま休憩します。

(午後 3時 39分)

---

**北村博司議長**

休憩前に引き続いて再開いたします。

(午後 3時 41分)

---

**北村博司議長**

議会、本会議にお諮りしとる形ととるんで、訂正が可能かどうか、会期中やったらできると思うんですけども、ちょっと県の議長会のほうへ、手続きについては確認します。で、進行します。この閉会までに返事をもらったら、会期中ですから、訂正できるのではないかと思います。

(「了解」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了いたします。

---

#### 日程第4

**北村博司議長**

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第4 議案第2号 紀北町小松原住宅条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第5

**北村博司議長**

次に、日程第5 議案第3号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第3号につきましては、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第6

**北村博司議長**

次に、日程第6 議案第4号 紀北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第7

### 北村博司議長

次に、日程第7 議案第5号 紀北町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第8

### 北村博司議長

次に、日程第8 議案第6号 紀北町東長島スポーツ公園条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第9

**北村博司議長**

次に、日程第9 議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第7号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第10

**北村博司議長**

次に、日程第10 議案第8号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第8号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第11

### 北村博司議長

次に、日程第11 議案第9号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第12

### 北村博司議長

次に、日程第12 議案第10号 紀北町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 日程第13

**北村博司議長**

次に、日程第13 議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第14

**北村博司議長**

次に、日程第14 議案第12号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題とします。  
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第15

### 北村博司議長

次に、日程第15 議案第13号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第16

### 北村博司議長

次に、日程第16 議案第14号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第17

**北村博司議長**

次に、日程第17 議案第15号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第15号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第18

**北村博司議長**

次に、日程第18 議案第16号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第19

北村博司議長

次に、日程第19 議案第17号 紀北町道の路線認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第19 議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第20

**北村博司議長**

次に、日程第20 議案第18号 紀北町道の路線変更についてを議題とします。  
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20 議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手  
願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第21**

**北村博司議長**

次に、日程第21 議案第19号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議につい  
てを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第22

**北村博司議長**

次に、日程第22 議案第20号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22 議案第20号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手

願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第23

**北村博司議長**

次に、日程第23 議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第23 議案第21号については、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第24

北村博司議長

次に、日程第24 議案第22号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第24 議案第22号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第25

北村博司議長

次に、日程第25 議案第23号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第25 議案第23号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手多数です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第26

**北村博司議長**

次に、日程第26 議案第24号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第26 議案第24号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第27

**北村博司議長**

次に、日程第27 議案第25号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第27 議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第28

### 北村博司議長

次に、日程第28 議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

瀧本議員。

### 5番 瀧本攻議員

議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算に反対の立場で討論させていただきます。

財政出動のない、新たな事業もない、議会と執行部のいわゆる両輪になってない。非常に残念でなりません。町長には情熱がない。と言いますのは、各議会においてですね、すいません、誠に申し訳ありません。こんなことを述べてもろたって困る。

だから、胸を張ってですね、議員に対してですね、議案を提示していただきたい。個別に言うとはですね、町税のあり方を考えてほしい。

もう1つは、総務費の残業が133名、1時間あたり1,700、1,800円かな、1,700円ぐらい、それで1.25かけて2,100円、労働がですね、8時45分から5時15分までです。残業0のですね、職場をつくるべきです。それで、これが要るんだったら、嘱託職員をですね、10名採用できます。

3つ目は、商工会の補助金1,162万円、全然効果ありません。少なくとも半減すべきだと思います。それと、子どもの医療費ですね、3,793万2,000円、これに760万円入れたらですね、中学生の通院のですね、補償もできるわけです。

仕分けと一緒にですね、その辺のこと、全然考えてない。

それから、ストックヤード、新たにそこにつくるよりも、今あるごみのところへしたら、ランニングコスト、人件費も助かるんじゃないかというふうに考えます。

それから、小規模のいわゆるマル経ですね、マル経に対する100万の利子補給、これは私、確認しましたら1,500万円らしいです。マル経を採用させていただくのに、採用するのに6カ月ほどいるわけです。だから、短期では行えん運転資金ですね、長期では10年

になっています。しかし、これは一部のものに対する商工会を経由しますけどね、若干名の人に対する補助です。こういうことは、おそらく法律に触れると思うよ。公金の支出はですね、町民全体に行き渡らないかんのや。こんなことする必要ないと思う。その融資を受ける人はですね、0.5%受けたけども、7万5,000円しかないんです。なんでこんなことすんの。

それから、あまりにも観光のための予算が多すぎる。というのは、ここにあるように、88ページの観光活性事業対策費3,285万6,000円、自主財源が7割、ぐちゃぐちゃになつとる。観光をやるんやったら、徹底的にやっていただきたい。

それから、観光振興の推進事業、高速道路の関係ですけどね、こういった先が観光協会になつとる、1,800万円、私はこの短時間の間に気づいただけでも、今、私が述べたように8件ぐらいのいわゆる精査しなければならない点がある。

重ねて申し上げますけども、町長は次回からすいませんだとか、誠に申し訳ありませんとか、そういう言葉は発してほしくない。堂々と我々に、いわゆる予算だとか、いろんなものを提示していただきたい。そういうことで、私は反対の討論とさせていただきます。

#### 北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

平野倅規議員。

#### 16番 平野倅規議員

議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。本予算は紀北町の防災対策、教育、福祉の充実、産業の振興など、住民サービスに欠かすことのできないものであり、いろいろな施策を継続していくためにも、反対することのできない予算であります。

ただ、私にとって残念なのが、前年と比較して12%の減額予算となっていることであります。昨年度においては、紀北中学校改築や庁舎の移転事業など、大きな事業があったとはいえ、12億1,800万円もの予算の減額は大変大きなものと考えられます。

また、今年度の事業についても、継続事業ばかりで、新たな事業がほとんど見当たりません。長期的な計画を持ち、予算編成を行っていかないと、このような減額予算になるのが当然で、先々を見て新規事業などに取り組んで、雇用拡大、税収増額に努めるべきです。まだ、現在、国においては大規模な経済対策が行われており、他の市町村に先駆けて、国

庫を活用してどんどん事業を行うべきだと思います。

今後の補正予算において、新たな事業がたくさん出てくることを大いに期待をいたしまして、議案第26号に対しての賛成討論とさせていただきます。

#### 北村博司議長

次に、原案に反対討論される方はございませんか。

奥村武生議員。

#### 9番 奥村武生議員

議案第26号、反対の立場に立って討論をいたします。

重ね重ね申し上げてきたことですが、地方公共団体の責務はですね、言うまでもなく住民の命と健康、そして環境を守ることであるということを鑑みたとき、今、何が必要かということは、重々考えなくてはならないと考えるところです。

カウントダウンに入っている、いわゆる南海トラフのプレート破壊、そして、子どもたちを大切にしていこうという施策、そして、子どもを生み、育てる母親の対策であると考えているところです。

1944年のアスペリティの破壊はですね、尾鷲沖20kmから遠州灘までの破壊の極めて小粒な破壊でありましたけども、今なお遠州灘から駿河湾にかけてのプレートの破壊がなくですね、158年経ち、いつそれが破壊しても不思議ではないという状態にあるわけです。

中央防災会議の見解はですね、紀伊半島沖のひずみが進めば進むほど、一気に紀伊半島から駿河湾沖に破壊が進むだろうということが、中央防災会議の見解であります。したがって、直ちにですね、6mの堤防を、あるいは場所によっては8m、白浦の波高にあっては、15mの堤防をつくるのが急務であるわけです。この町長の案にはですね、最も大切な住民の生命と健康を守るという施策が、欠落していると私は考えるところです。

中央防災会議が発表した当町19.6mを、机上の推論というふうな方がいらっしゃいますけども、今まさにですね、3,500年前に遡ったときに、2000年前に一度、それから遡ること1500年前に一度の大津波の堆積物が発見されているわけです。これは、近年、最高と言われた1707年の宝永の津波の10mとは比較にならない大きさなんです。倍というふうに言われているわけです。いわゆる20mクラスの津波の周期に入っているわけです。このことを鑑みたときにですね、本当に命と健康を守るならば、何を差し置いてもですね、アベノミックスにおいて、公共事業をするといっとるわけですから、この堤防の早期着工とですね、それから、この公共事業を我が町に投入していただくことによってですね、例えば私

が前もって、何回も一般質問しましたけども、引本の側面を流れる船津川の大規模な改修工事、こんなのは1億4,000万円あればできることなんですよ。

それから、今までは公共事業の、事業のための事業であった部分があると思うんです。今こそですね、この国の公共事業対策を、提携をしてですね、紀北町をですね、自然と共生するための公共事業、大規模な公共事業を行うことによってですね、雇用も前進しですね、そして税金も増えですね、産業基盤も築くことができると思うんです。こういう今の時代を先取りした施策がですね、ほとんど見られていないし、いくつか提案を、今までしてきたところですけども、何ら相手にされなかったと考えるところです。

また、私たち議員がですね、佐久市とか、あるいは茅野市とかですね、あるいは境港市とか、素晴らしいところに視察に行つてまいりました、管外視察に。この中にはですね、町の職員も復命書を受けて同席しとるわけですよ。それで、町長にも提言しとるはずですよ。こういうことをやっている、そういう施策がですね、まったくされてない。子どもを大事にするという、母親と子どもを大事にするという将来を鑑みる政策はないという、子宮頸がんひとつにとってもそうでしょう。平成22年4月1日から始まって、それまでにやっていない、じゃあどうして、どのようにフォローしてきたかと、どのようにフォローしていくのかという対策も見えてこない、これはないんですよ。いわゆる役場がやっている、国からいつてきた事業の95%をやれば済んでいくわけですけども、国からいつてきた事業をやるのみの施策であつてですね、事務内容であつて、事務さえしとればええという、そうじゃなしに、どこまでの住民一人ひとり、子どもを大事にしていく、母親を、子どもを生み育てる母親を大事にしていく、住民の命と健康を守っていく施策をですね、大々的にやっぱり打ち上げる、打ち立てていくべきだと、この施策がまったく見えないので、私は反対討論をさせていただいた次第であります。以上でございます。

#### 北村博司議長

次に、賛成討論される方。

川端議員。

#### 15番 川端龍雄議員

議案第26号 紀北町一般会計予算には、大事な福祉施策、また教育の問題、さまざまな重要な施策が盛り込んであるので、賛意を表します。

でも、その中でやはり丸々許認できないというんか、やはり先日もありましたが、この地域、紀勢自動車道地域振興施設の整備事業の1,144万の設計管理委託事業の中に、三浦

の物産販売施設の図面というんか、その設計も盛り込んでおります。さまざまな人に、いろいろ危惧、人の意見を聞き、また尋ねていただくと、やはり今後、計画している三浦の物産施設が、紀北町において負の遺産になるかもしれぬと危惧する方が、たくさん町民の中におります。まして、先に申しましたとおり、三浦のこの物産施設を計画するにあたり、やはりこれを続けていくと、約7億円近い金を投入せなならないと、説明でもありました。まず、初期投資に3億4,000、5,000万、それに15年で2億5,000万、また8年間で4,000万円の修繕、修繕ていうんか、そうすると15年でしたら、約1億ぐらいかかると思います。合計すると、7億円ぐらいの財政投入しなければならないと。はたして、これが上手くいくのかという、大変危惧されておりますし、私もそのように危惧しております。

また、そのような大事なこの問題を、何度も言うように、一度のわずか2時間ぐらいの説明で、協議も丁寧に行われず、これを予算に計上したということが、大変残念でなりません。本日、かなり私もいろいろと考えておりましたが、午前中の委員長報告の中で、課長のご答弁がいろいろ今後、事前に議員の皆様と協議をする場を設けるということをお聞きし、それを確信したわけで、今、賛成の立場に立たせていただきましたが、今後は是非、課長の言うとおりに、事前にさまざまな協議の場を設けていただくことを願うわけでございます。

また、もう1つは、これも先ほど町長と、一般質問で言いましたけど、くるまぎの、これを頑なに町民に情報発信をせんということは、どうも私は腑に落ちません。町長はご存じだと思われませんが、このくるまぎ会議は町民の方には無償ですわね。でも、職員の方はやはり公金を使用してますわね。それで、やはり職員の方では、やはり時間外で働けば時間外手当もする。そういうようなことで、不公平があります。逆でしても、やはり町民の目線と町長が本当にそのような言葉で実行するならば、やはり公平性ももう少し加味して、いくら町長がこれは諮問機関で、自分の蓄えかわかりませんが、町長はこのくるまぎ会議を行政に反映しとるとするならば、どのようなことを行政に反映しとるかという、この情報発信する責務もあろうかと、私は思われます。

もう少しそのことも、今回にも、また時間外手当を見ますと、昨年度は1,880万円余り、今年度は3,013万円ですか、莫大なこの時間外手当を計上して、そのような不公平なところへ時間外手当を回すということは、大変町民の立場からしても、これは納得のできるもんじゃないと、私は思います。

また時間外手当の割合も、今までは4%とっていましたが、今回は4.5%とお聞き

しています。本来は、この時間外手当はなくそうというのが、今まで町政や、また他町のいろいろお考えでしたけど、逆行していますわね。やはり、財政をもう少し真摯に考えて、時間外は0に、目標にするのが本来の行政のあり方で、それに近いようにするのが、行政のあり方だと、私は思われます。

そういうことを、是非今後、町長は考え直していただいて、町民の不満、不平を少しでも解消できるように、努力していただきたい。それを願ひまして、今回は賛成の立場で討論をさせていただきました。

#### 北村博司議長

次に、反対討論はございませんか。

( 発言する者なし )

#### 北村博司議長

次に、賛成討論は。

入江康仁議員。

#### 6番 入江康仁議員

6番 入江。

議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算の賛成討論をさせていただきます。今回の当初予算である、平成25年度紀北町一般会計予算に対しての賛成討論を行います。

今回の紀北町の当初予算である一般会計予算は、尾上町政の1期4年の集大成の予算であると思います。その1期4年、最後の予算に対しては、尾上カラーも何も見えない、平凡な当初予算に見えます。

18日の一般質問での質問で、今年10月か11月に行われる紀北町の町長選挙に出馬表明をいたしました。このように、町長に出馬する意思があったのならば、なぜ2期目に向かったの尾上町政の基礎づくりになるような、積極的な予算編成をしなかったのか、残念でなりません。

しかし、1期4年の尾上町政は、私の一般質問の中でも述べさせていただいたように、まず紀北中学校の改築に対しては、町長就任後、すぐに改築の決断をしたことの評価、これは前奥山町長が廃校になる、県立長島高校跡を紀北中学校の校舎にしようとしていた計画からの大改革でありました。現在はどうでしょう。生徒たちの真新しい校舎で、現在の環境にあった施設の中で、生き生きとして明るく学ぶ姿は、端から見ても気持ちのいいものです。

そして、もう1つの前任者の奥山町長がやらなければならなかった、紀北町の大きな負の問題である、本庁舎移転を成し遂げたことには、大きな評価をし敬意を表したいと思います。この本庁舎移転問題に関しては、町長の地元、海山区の皆さんからもいろいろな批判を受けたにもかかわらず、紀北町の町長として、大局的に決断されたこと。また、この問題に対して、尾上壽一としての私情をはさまずに紀北町の将来を考え、また、本当の海山区と紀伊長島区が1つになれることを、大局的に判断したことに、同じ政治家として、私は感動を覚えました。

そして、この本庁舎の移転の判断、決断するには地元海山区の方々、また選挙で支持してくださった方々に対しての苦悩もあったかと思えます。そのためにも、海山区の方々にも配慮した目玉となるような予算編成をしてほしかった。しかし、大きな問題であった本庁舎の移転を成し遂げたことによって、紀北町はこれから1つになっていくだろうと思えます。また、そうなることを期待するものであります。

それでは、町長の平成25年度所信表明から、当初予算についての指摘と、私なりの考えを述べさせていただきます。まず3つの重点プロジェクトの中で、指摘する部分があります。それは、また銚子川、赤羽川等における堆積土砂の撤去とあるが、担当課である建設課の予算の中で、どこを探しても銚子川、赤羽川の堆積土砂の撤去予算があがっていない。あがっていないはずであります。銚子川、赤羽川は、2級河川で、三重県の管轄であります。紀北町が堆積土砂の撤去などできるはずがない。問題は重点プロジェクトで謳われていること自体が問題であります。

このような表現をするから、町民としては紀北町の管轄、三重県の管轄、国の管轄の線引きがわからなくなるのです。そのわからなくなるような問題点を、紀北町がつくっていることを謙虚に反省していただきたい。

次に、犠牲者「0」をめざす、減災のまちプロジェクトについてであります。東日本大震災が起きてから、3年目を迎えました。東日本大震災は、私たちに大きな教訓を教えてくださいました。この教訓を生かしての紀北町民の生命、財産を守るべき防災に関する予算が、余りも今回の当初予算では少なすぎるのではないだろうか。私の一般質問の中で、東日本大震災の後の紀北町の高台の避難路整備や、避難場所の進捗状況はという質問に対して、今回、退職なされる五味危機管理課長の答弁は、自主防災会からの要望であった、約240件の70%ぐらい進んでいますという答弁であったと思えます。

しかし、重点プロジェクトとして謳われている、犠牲者「0」をめざすと謳われている

わりには、防災予算は少なすぎるように思います。自主防災会の要望の70%の進捗状況の中で、あと30%で防災予算関係は終わりではなく、犠牲者「0」をめざすというのならば、次は、やはり高台移転をめざした目標を立てた、町ぐるみの中で、海山区で1箇所、紀伊長島区で1箇所の300軒から500軒の高台移転の整備を、紀北町の重点目標としてやるべきだと思います。

瀧本議員がよく財政出動をして活性化してはという質問や、意見を主張しているが、私も財政出動まではいかななくても、それに近い予算編成の体制でやるべきだと思います。近いうちに必ず来るといわれている東海地震、東南海地震、南海地震の3連動の大地震が紀北町の目の前の太平洋沿岸で起きようとしています。

中本議員も一般質問の中で、この3連動の大地震がきてからでも遅いから、こないうちにこの大地震の対策をしなければならないと言っているように、早くするべきだと思います。

防潮堤、防波堤も必要ですが、今回の東日本大震災で教訓になったのは、防潮堤、防波堤では大地震による大津波に対しては、その地域に住んでいる人々を救えない、守れないということが立証されています。

岩手県の田老地区の防波堤は、明治時代と昭和初期の大津波を教訓に、約30年かけて防波堤を二重にして、要塞ともいわれる高さ10mの防波堤をつくったが、今回の東日本大震災では、その要塞ともいわれた防波堤を超えてきた大津波で、犠牲者を出し、町そのものも壊滅状態になりました。

また、高さ10mの防波堤は、津波の来る視界を人々から妨げてしまい、それが原因で逃げ後れた人々が犠牲者になってしまったことも事実の1つです。しかし、同じ岩手県重茂半島の重茂地区というところは、防潮堤、防波堤もつくらず、その地区に住んでいた先人の遺訓を守ったことにより、今回の東日本大震災の地震や大津波による家屋の崩壊や、大津波による犠牲者が0であったのです。それは先人たちの遺訓としての重茂地区の高台のところにある石碑に刻まれている、これより下に家を建てるべからずという、先人の遺訓を守っていたからです。

この一例からもわかるように、暴風雨や台風には防潮堤や防波堤は必要ですが、地震による大津波には防潮堤や防波堤は役に立たないことが証明された、1つの事例です。やはり、地震、津波には高台移転が必要であることが証明された事実の1つです。また、防波堤、防潮堤にかかる予算より、高台移転の予算のほうが安くできます。また、一般質問が

終わった翌19日には、東海地震、東南海地震、南海地震による3連動の被害予測が発表されました。被害総額は220兆円、ライフラインの復活は約1カ月ぐらいかかるとの発表でした。これは、東日本大震災の10倍に値する数値です。私はこのような状況の中で、紀北町の町民の生命と財産を守るべき立場であられる、紀北町の町長としては、紀北町の将来を見据える防災に関する予算は、あまりにも少なすぎると思います。

今回の一般質問での中本議員の、きてからでは遅すぎる、また瀧本議員の、財政出動しなくても紀北町の活性化を、という両議員の意見にも耳を傾けていただき、防災予算の拡大を考えていただきたい。私は、とにかく一般質問でも言ったように、紀北町の有能な職員である頭脳集団としての力を、100%発揮できるようなプロジェクトチームをつくり、町長自ら陣頭指揮をしていただきたい。そのためには、それに合った予算が必要であると思います。

最後に、私が言いたいのは、国や県の施策が出たから、その施策に合った事業をやるのではなく、紀北町の町民の生命、財産を守るべき紀北町の独自の防災事業の計画を作成し、その事業計画を国や県に要望、立案していくことこそが、大事ではないだろうか。この問題は日本国の沿岸を領域に持つ、海沿いの市町村の共有の問題であり、しいては日本政府の大きな問題でもあると考えます。そのためにも、何よりも地震、津波に対する日本沿岸沿いの高台移転の先駆けになり、モデルになることが前提で考えなければならない。そのためには、6月か9月の定例議会で、防災の事業計画を立てるべき補正予算の増額を強く望むものであります。

この防災事業計画の策定に向かったの補正予算を組むことに、希望を持ち、意見を付して、平成25年度一般会計予算に賛成いたします。

そして、終わりに今回、退職される五味危機管理課長には、3年前の東日本大震災が起こってからの紀北町の津波による、避難路の整備や避難場所の整備に関して、議員、町民、自主防災会等との要望や意見を、行政の危機管理課長という立場の中で、約240件の避難路整備、避難場所の整備の解決にご尽力をいただきました。その整備の進捗も70%に達したとの答弁をいただき感謝している次第でございます。この達成をするためには、本当に震災当時は、夜も眠れないほどの苦悩もあったと思います。震災当時、引本幼稚園、引本小学校の裏山の避難路整備に関して、激論を交わしたのも、今は懐かしい思い出であります。震災当時からの3年間、危機管理課長としての防災関係の予算をつくり、その予算で避難路、避難場所ができました。退職後はあなたの予算編成でできた避難路、避難場所

を、一紀北町の町民の立場で一度回っていただきたいと思います。危機管理課長の立場では見えなかった何かが見えたら、紀北町のために意見具申をお願いいたします。本当にこの3年間、ご苦労さんでございました。

これで、私の平成25年度紀北町一般会計予算の賛成討論を終わります。

**北村博司議長**

ほかに賛成討論ございませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、討論を終わります。

採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第28 議案第26号につきましては、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手多数です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

**北村博司議長**

ここで、先ほど教育民生常任委員長から、付帯決議の議案が提出されましたので、ただいまから議案を配付いたさせます。

( 議 案 の 配 付 )

**北村博司議長**

配付漏れはございませんか。

( 「な し」 と呼ぶ者あり )

**北村博司議長**

ないですね。

本件、発議第5号議案の審議につきましては、議案第26号と一体のものでありますため、

ただいまから審議に入ります。

それでは、発議第5号 議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算に対する附帯決議を議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。

提出者、入江康仁議員。

**入江康仁教育民生常任委員長**

発議第5号

平成25年3月22日

紀北町議会議長 北村博司様

提出者 教育民生常任委員長 入江康仁

議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算に対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

**北村博司議長**

入江さん、ちょっとここに誤字があるもので、これをちょっと口頭で、費用の費に、日になつとるけども。

**入江康仁教育民生常任委員長**

すいません。次のページのですね、議案第26号 附帯決議の中での、議案第26号の次の項目、下ですね、2行目、第6項・保健体育日という、この日をですね、費用の費に変えていただきたいと思います。訂正お願いしたいと思います。

それでは、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算に対する附帯決議

議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算における、第9款・教育費、第6項・保健体育費、第6目・体育施設費、第15節・工事請負費5,000万について、海山グラウンド整備事業は、詳細な説明が得られなく、整備計画を再考する必要があるため、当面の間、上記、工事請負費5,000万円予算の執行を停止することを、強く要望する。以上、決議する。

平成25年3月22日

紀北町議会

附帯決議提案理由、先ほどの私の委員長報告でもさせていただきましたが、海山グラウンドの改修に関する予算について、質疑で質したところ、担当課にも関わらず事業の内容については掌握してなく、事業課に事業費を積算してもらおうシステムは致し方ないにしても、事業を計画する上において、積算内容については把握しておくのが当然だと思います。

また、事業を計画する上においても、いろいろなシミュレーションで検討がなされていません。そのため、委員からさまざまな改修の手法が提案されました。このことから、海山グラウンドの改修について、町民が使いやすく、納得できるすばらしいグラウンドにしていただきたいという思いから、ほかにより良い方法がないか、再検討していただくため、この事業の執行を当分の間、停止していただきたいとのものであります。以上でございます。

**北村博司議長**

ちょっと確認するわ。3目が6目になつとるわ。もう一遍ちょっと訂正してもらえ。  
入江議員、訂正。

**入江康仁教育民生常任委員長**

すいません。もう1つ訂正をお願いいたします。2枚目の先ほどの第6項・保健体育費をですね、費用の費に変えていただきたいといったその後ですね、第6目と言いましたが、第3目に変えていただきたいと思います。訂正をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

**北村博司議長**

以上で提案の趣旨説明を終わります。  
これより附帯決議に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。  
平野隆久君。

**13番 平野隆久議員**

2枚目の中で、理由の中に整備計画を再考する必要があるため、当面の間とありますけれども、この当面の間というのは、どのぐらいの時期を考えておられるのか。答弁を求めます。

**北村博司議長**

入江委員長。

**入江康仁教育民生常任委員長**

平野隆久議員にお答えいたします。当面というのは、これ町の執行部のほうでですね、この附帯決議の理由を精査していただいて、早急に詳細な設計をつくっていただいて、説明するようにしていただいております。それが教育民生常任委員会へ向いて、またあがってきたときに、皆で委員会の中で質疑をやりたいと思っております。

**北村博司議長**

平野隆久君。

**13番 平野隆久議員**

ということは、執行部側の時期によって延びるか、延びないかが決まってくるということ  
とで理解したらよろしいんですか。

**北村博司議長**

入江君。

**入江康仁教育民生常任委員長**

そのとおりでございます。

**北村博司議長**

ほかに質問。

川端龍雄君。

**15番 川端龍雄議員**

15番。今回の担当課長は、詳細は正確に説明しなかったっていうんですけど、この担当  
課長以外で、これは学校教育課長ですか、その説明をどうして求めなかったのか。求めた  
けど、いなかったんか。ただ詳細さえわかればいっていいんなら、どうして、その課  
長以外の上司を求めなかったのか、お聞きします。

**北村博司議長**

入江委員長。

**入江康仁教育民生常任委員長**

川端議員にお答えいたします。学校長とか、そういうところには求めなくて、教育長にも  
求めなかったです。そういう意見が出なかったんで、それでその中でですね、その中にち  
よっと待って。担当課、建設の課長補佐に来ていただいて、代わりにある程度、詳細な説  
明も受けました。しかし、やっぱり納得いけるもの、説明が納得いけるものでなかったん  
で、動議が出て、このような附帯決議が出るようになりました。

**北村博司議長**

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

中津畑議員。

**14番 中津畑正量議員**

前者と、そんなに変わりはないんですが、このグラウンドはね、使用実態というのは、本当に子どもたちもソフトもやっているし、テニスもやっているし、利用状況が非常に多いわけですね。それで、あの現場でのこの地形を見ても、そこら辺、立ち小便するようなところではございませんし、これは1日でも早く、こういうトイレや浄化槽をつくって整備していく必要があるという認識に立つならば、当然、この委員会で、その詳しい説明がなかったら、今日までにも何とか詰めてでもですね、話するというような意見は出なかったのかどうか。その点だけをお聞きします。

**北村博司議長**

入江君。

**入江康仁教育民生常任委員長**

中津畑議員にお答えいたします。

あのですね、今言われたことは、ごもっともだと思います。しかし、その計画の中でですね、トイレ棟については、今、現状のなかで1つトイレがあるわけですね。今の使用中では。今度、またそれをより良い改善した中での、皆が使いやすい、また、そういうトイレなんかも、今、小さくて、ちょっと不便だといふこの解消のための計画だと思います。そういうような意見の中でね、早く執行部のほうも、詳細な実施設計なり出してくると思いますんで、早くできるんではないかと思っております。

**北村博司議長**

ほかに質疑ございますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ございますか。

平野隆久君。

**13番 平野隆久議員**

反対の立場で討論いたします。

委員長報告のトイレ設置部分の課長答弁の積算根拠の不明確さにより、明確な予算計上の説明ができるまで、当面の間、この予算執行を停止をするべきとの附帯決議の趣旨は理解できますが、海山グラウンドにおける一刻も早い水捌けの悪さ等のための土壌改良は、

以前からグラウンド利用者の願いであると常々聞いておりました。この当初予算で、海山グラウンドの整備事業費が認められないこととなれば、少なくとも工事着工が遅れることになると思われます。4月には、東長島スポーツ公園グラウンド、5月には大白公園多目的グラウンドの供用開始が見込まれ、それにより当町には、ほか赤羽公園グラウンド、海山グラウンドを含め、4箇所のグラウンドが完備され、本日、町長の行政報告でもありました、スポーツ振興係も平成25年度から設置され、今後、スポーツ合宿の誘致を見据えた、スポーツ交流がますます盛んに行われようとしています。

しかし、その4箇所のグラウンドの中で、海山グラウンドのみが、今だに水捌けの悪いグラウンドとなってしまいます。また、合併した町であるが故に、均衡あるまちづくりのためにも、海山グラウンド整備事業の予算は、当初予算で認め、少しでも早く執行すべきであります。ただ、担当課においては、教育民生常任委員会において、この附帯決議をした各委員の趣旨をよく理解し、今後このようなことがないように努力しなければなりません。

そして、海山グラウンド利用者の切なる願いのために、予算に基づいたより良い施設となることに努めることが重要であります。これらのことを必ず守ることを要望した上で、この附帯決議に関しては反対の立場で討論いたします。

各議員におかれても、これらのことにご理解をいただき、反対の立場でのご賛同をお願いいたします。

#### **北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方は。基本的にね、委員長が要するに委員会を代表して、委員長が提出していますから。

平野倅規君。

#### **16番 平野倅規議員**

私は、この議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算に対する附帯決議を賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど言われました賛成討論。

#### **北村博司議長**

ちょっとごめんなさい。

暫時、時間の延長をいたします。

どうもすみません。

## 16番 平野倅規議員

平野隆久議員の言うことは、ごもつともでございますけれども、一応、この附帯決議に対しては、委員会においても7時まで、真剣な審議をしたと。そういうような結果で、こういうふうな結果が出てきたと思うんですけども、これは誰が悪い、これが悪いというよりも、先ほど私も当初予算で、予算を賛成いたしました、やはりこのようなことは、執行側のほうも十分にいろいろな面を審議して、やるべきことで、これは委員会どうのこうのというよりも、執行側にも1つの責任というのがあると思います。これは何事においても、先ほどの賛成討論の中でもあったように、そういうことが言えると思うんですね。やっぱり当面の間ということで、もう私も、当面の間ということは、理事者側から早急に先ほど委員会が言われたような答申的なものが来ると、そういうふうなものを確信して、賛成の討論をされた平野議員の危惧のないように、1日も早い、梅雨の時期がありますもんでね、それらを迎える前にも、至急に執行側に、この詳細な説明をして理解を求めるようなことを望む意味でもって、私はこの附帯決議に賛成討論をさせていただきます。以上です。

## 北村博司議長

次に、反対討論される方はございますか。

( 発言する者なし )

## 北村博司議長

次に、賛成討論をされる方はございますか。

( 発言する者なし )

## 北村博司議長

以上で、討論を終了して、採決に入ります。

発議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 少数挙手 )

## 北村博司議長

挙手少数です。

したがって、本案は否決とすることに決定いたしました。

**北村博司議長**

次に、日程第29 議案第27号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第29 議案第27号につきましては、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

**日程第30**

**北村博司議長**

日程第30 議案第28号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第30 議案第28号につきましては、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手多数です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

**日程第31**

**北村博司議長**

次に、日程第31 議案第29号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第31 議案第29号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

### 日程第32

**北村博司議長**

次に、日程第32 議案第30号 平成25年度紀北町水道事業会計予算を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

瀧本議員。

**5番 瀧本攻議員**

議案第30号 平成25年度紀北町水道事業会計予算、いわゆる2万4,000本のペットボトルの相手がわからない。私の考えでは、その相手はですね、商売人ですから、儲けにきとると思うんですよ。だから、おそらく町側から、課長代理がおっしゃったけども、商工会の強い、何ていうんですか、コネクションがあったと思うんです。こんなものにですね、2万4,000本にですね、私の人生経験から言ってですね、携わらんとと思う。その方がボランティアやったらいいですけどね。

だから、これ審議のしようがないんですよ。相手がないんで。これは水の問題は、これからですね、エネルギーの問題について、水の問題が大変ですね。そうすると利水契約なんか30年間と、その辺を我々議員に相手方を教えてくれないということは、非常に残念であります。その1点を、私は固辞して反対の討論とさせていただきます。

**北村博司議長**

次に、賛成討論はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、反対討論はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で討論を終わります。

採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第32 議案第30号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第33

**北村博司議長**

次に、日程第33 議案第31号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第33 議案第31号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第34

**北村博司議長**

次に、日程第34 請願第1号 沖防波堤設置を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第34 請願第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

**北村博司議長**

ただいまの請願が採択されたことにより、意見書案が提出されることとなります。

また、これ以外に休会中に町長から追加議案の提出がされておりますので、追加議事日程の作成を行うため、ここで暫時休憩します。

5時15分まで休憩いたします。

(午後 5時 05分)

---

**北村博司議長**

休憩前に引き続いて再開いたします。

(午後 5時 15分)

---

**北村博司議長**

なお、最初にですね、先ほど太田議員から指摘のありました、本日の議事日程表の正しいものを、今お配りいたします。

それで、皆様のご了解をいただければ、それで手続き的にはOKという解答がまいりました。

ではお願いします。

(資料の配布)

**北村博司議長**

日程第17 議案第15号の体育館条例の例の字が、改めてあります。

これで、特に皆さん方に、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

それでは、改めます。今後は十分、私ども気をつけてまいりたいと思います。

---

日程の追加

#### 北村博司議長

それでは、休会中に町長から、副町長の人事に関する同意議案が提出されております。

また、先ほど請願が採択されたことにより、意見書案1件が提出されました。

お諮りいたします。

この2件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり、追加日程とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、この2件につきましては、日程に追加し、別紙追加議事日程表のとおり直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

### 追加議事日程第1

#### 北村博司議長

それでは、追加議事日程第1 議案第32号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについてを、議題といたします。

提案者より説明を求めます。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に追加上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第32号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。本議案につきましては、本定例会の行政報告でも申し上げましたとおり、山岡副町長が平成25年3月31日をもって退職されることから、三重県に職員の派遣を要請していたところですが、このほど候補者として推薦を受けましたので、平成25年4月1日から新副町長として下田二一（しもだつぎかず）氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

下田氏は、昭和62年4月、三重県に奉職し、福祉部青少年婦人課をはじめ、地域振興部や企画振興部、政策部知事室などで各職を歴任し、現在は三重県教育委員会事務局教育総務課副課長を務めておられて、市町行政にも造詣が深く、人格識見ともに優れ、適任者であると考えますので、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**北村博司議長**

以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

ありませんか。

以上で、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、議案第32号 紀北町副町長の選任につき同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

副町長の選任同意案につきましては、議会が同意したときは、議会の申し合わせにより、本会議においてご本人からご挨拶いただくことになっております。ただいまご同意をいただいた下田氏が来庁されておりますので、ご挨拶をさせていただきたいという町長の申し

出をいただいております。少し時間をいただき、ご本人の発言を許可することにいたしたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、下田氏の出席を許可します。

**北村博司議長**

ご苦労さまでございます。

ただいま副町長の選任議案が同意されました。

挨拶につき発言を許可いたします、どうぞ。

**下田二一氏**

お許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

私、下田二一でございます。先ほどは副町長の選任につきまして、ご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。私、紀北町が誕生いたします前に、3年ほど尾鷲の庁舎のほうで勤務させていただいております。この度、またご縁をいただきまして、こちらのほうで働かせていただくことになりました。甚だ微力ではございますが、紀北町のために一生懸命、働かせていただくと思っておりますので、議員の皆様におかれましては、御指導、ご鞭撻のほうよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

( 拍 手 )

**北村博司議長**

下田二一氏におかれましては、副町長の職務につきまして、ひとつよろしくご奮闘いただきますようお願い申し上げます。

それでは、退席をしてください。

**北村博司議長**

どうも皆様には、ご協力ありがとうございました。

それでは、議事を進めます。

---

**追加日程第2**

**北村博司議長**

次に、追加日程第2 意見書案第1号 沖防波堤設置を求める意見書について、提案者から説明を求めます。

東貴雄議員。

## 2番 東貴雄議員

先ほど、ご採択いただきました、沖防波堤設置を求める請願書に対する意見書(案)のほう出させていただきます。

意見書案第1号

平成25年3月22日

紀北町議会議長 北村博司様

提案者といたしまして、私、紀北町議会議員 東貴雄、賛成者としまして、紀北町議会議員 平野倅規。

### 沖防波堤設置を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

1枚めくっていただきまして、2枚目のほうに書いてありますけれども、一読させていただきます。

### 沖防波堤設置を求める意見書(案)

趣旨、紀北町民の安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した沖防波堤設置の充実を進めること。

理由といたしまして、三重県は県内全域が「東海、東南海、南海地震」と今後発生する可能性が指摘され、南海トラフで発生する巨大地震で想定される最大の津波高は、これまでの想定をはるかに上回るものであることが、内閣府の有識者検討会で明らかとなっています。

東日本大震災を教訓にするならば、紀北町は、これまで港湾事業において岸壁の整備等の港湾改修事業を進めていただいていたまいりましたが、漁港を抱え漁船も多く係留し、高齢者が多く住むわが町では、避難場所も充分でないことから、港に「沖防波堤」を建設し、災害時にはいかに津波の衝撃を抑え、住民を少しでも遠くへ逃がし、住民の生命財産を守ることが極めて重要ではないかと思えます。

巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実を進めていただくことが急務であります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村博司

提出先といたしまして、内閣総理大臣 安倍晋三様と国土交通大臣の太田昭宏様となっております。

**北村博司議長**

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

これより議案の審議に入ります。

追加日程第2 意見書案第1号 沖防波堤設置を求める意見書を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第2 意見書案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

**北村博司議長**

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

ここで、この今月末、31日をもって退職されます山岡哲也副町長から、ご挨拶したいとの申し出をいただいておりますので、許可することにいたします。では、よろしくお願ひします。

山岡副町長。

#### **山岡哲也副町長**

それでは、お許しを得ましたので、一言退任の挨拶を申し上げます。

平成22年10月の赴任以来、東日本大震災以降の津波避難対策、後期基本計画の策定、銚子川流域の魅力アップ、交流人口200万人など重点プロジェクトの推進、紀北中学校の改築と本庁舎の移転など、重要な課題が山積するなか、住民目線の町政を進める尾上町長を支えるべく、微力を尽くしてまいりました。

県庁に帰りました以降も、町長や議員の皆様、町民の皆様、町職員の皆様のご厚情と現場や生の声の大切さ、それらに柔軟に対応することの重要性、解決に向けた真摯な姿勢を忘れることなく、県行政や紀北町の応援も含めて推進してまいりたいと思っております。今後も何かと紀北町とご縁のある業務で、またお伺いすることもあるかもわかりません。その節はよろしくお願ひいたします。どうも2年半、ありがとうございました。

#### **北村博司議長**

山岡副町長には、平成22年の9月定例会での選任同意以来、長きにわたり紀北町の特別職として、本町の振興発展にご尽力いただきましたことに対して、心から敬意を表したいと存じます。在職中は、職員の意識改革に積極的に取り組まれ、無欲な心で多数に屈せず、自信をもって貫く副町長の教えを職員一同、肝に銘じ、これから職務に専念されるものと確信いたしております。

我々議員をはじめ執行機関ともども、町民が安心して暮らせるまちづくりに精進する心構えであります。どうかこれからも「紀北町の応援団」として、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう特にお願ひを申し上げます。

何卒、健康にご留意され、たまには、ひちりきをまた町民にご披露いただくなど、今後ますますご活躍いただきますことをお祈り申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

引き続き、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可をいたします。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

それでは、3月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月5日に開会されました本定例会では、平成25年度当初予算案ほか諸議案につきまして、本日まで終始熱心にご審議いただきまして、原案どおりご同意並びにご可決をいただき、誠にありがとうございました。

また副町長の選任につきましては、全会一致でご同意を賜り、4月1日に下田副町長就任の運びとなりました。長年の県政業務で培った経験と優れた識見を十二分に発揮していただきまして、職員とともに一丸となって、紀北町がめざすまちづくりに邁進していただけるものと思いますので、議員の皆様方には何卒どうかよろしくお願いを申し上げます。

また、山岡副町長におかれましては、2年6カ月にわたり、さまざまな町行政の課題に対しまして、常に職員をリードしながら、誠心誠意取り組んでいただき、あらゆる場面で、私の支えとなっていたいただいたことに対しまして、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

4月からは三重県に戻られるわけですが、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、今後とも紀北町の発展のために側面からのご支援を賜りますようお願いするところでございます。

さて、時あたかも春を迎えております。桜が咲こうとするなか、別れと出会いの季節の到来であります。行政といたしましても、新年度のスタートにあたり、職員一人ひとりが気持ちを新たに、職務に取り組むよう徹底してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、町民並びに議員の皆様方のご健勝をお祈り申し上げますとともに、今後ともより一層ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

## 北村博司議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月5日に本定例会を開会し、本日22日までの長期にわたる定例会も、本日、閉会を迎えたわけでございます。

この間、議員の皆様はじめ町長以下、執行部の皆様には、一般会計予算、特別会計予算、条例制定等々、多数にわたる議案を慎重ご審議いただき、厚くお礼を申し上げるところで

ございます。

また、先ほど否決はされましたけれども、25年度の一般会計予算に付帯決議が付けられ、担当常任委員会から提出されております。これを結果はともあれ、真摯に受け止められて、今後の予算執行にあたりましては、十分、担当委員会の求められた趣旨に十分応えて、慎重にあたられますよう、特に閉会にあたって、付け加えておきます。

なお、本年度末をもって、退職される職員の皆様方におかれましては、長きにわたり、本町発展のためにご尽力賜りましたことに対し、議会を代表しまして深く感謝の意を表するとともに、心からお礼を申し上げますところでございます。どうもありがとうございました。

今後におかれましても健康にご留意され、ますますのご活躍をご祈念申し上げるとともに、それぞれの立場でのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方のご健康、ご多幸を祈念し、定例会閉会の挨拶とさせていただきます。

長きにわたり議事運営にご協力いただき、大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

---

#### 北村博司議長

これにて、平成25年3月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 5時 34分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成25年6月11日

紀北町議会議員 北村博司

紀北町議会議員 中津畑 正量

紀北町議会議員 川端龍雄